

ペルー領タラパカの硝石産業

—1868～1879年—

岡本 哲史

はじめに

前稿（岡本 [1998]）でもふれたように 硝石産業にとって、第3～4期、すなわち、1860年代末から70年代末にかけての約10年は、ポジ・ネガ双方の側面において、まさに激動の時代であった⁽¹⁾。まず、ポジの側面であるが、1868年から始まった硝石価格の高騰は、硝石産業にかつてない活況をもたらした。硝石輸出の劇的な拡大をもたらした。バルパライソの証券市場では一大硝石ブームが生じ、70年代には、第2期までとは違う新しいタイプの企業進出が増えてくる。また、それまでペルー領タラパカに限定されていた開発地域も、次第にボリビア領アントファガスタやチリ領アタカマへと拡大し、当該産業の競争諸形態には、地域間競争という新たな要素が加わるようになった。ブラーボが言うように、硝石産業が近代産業としての「真の夜明け⁽²⁾」を迎えるようになったのは、まさにこの第3期であったといつてよい。

しかし、この硝石ブームは1873年に突然幕を閉じる。この年、硝石価格が急落すると、過剰生産恐慌が同地の生産者を直撃し、厳しい企業淘汰の時代が訪れたのである。しかも、この不況に追い討ちをかけるように、ペルー政府の専売制・国有化というドラスティックな介入政策が相次いで登場したので、硝石産業は一転して政治の波に翻弄される不安定な時期を迎えざるをえ

なかった。そして、激動の1870年代を締めくくったのは、周知のように、太平洋戦争（1879～81年）という南米史上でも名高い多国間戦争の勃発であった。

本稿では、前稿に引き続き、この激動の10年を考察対象としてみよう。ここでも、分析の焦点はミクロの主体であるが、当面はペルー領タラパカに限定して叙述を行い、ボリビア領アントファガスタなどの動向は、次稿に譲りたい。

I 第3期における硝石産業の活況

成長のマクロの構図

第3期の硝石産業は、60年代までの種々の隘路を部分的に克服し、かつてない発展の時期を迎えるようになる。

発展をもたらした第1の要因は、1868年から始まる硝石価格の高騰であった。価格高騰の直接の引き金になったのは、皮肉にも、1868年8月13日にイキケを襲った地震と津波であり、津波によって町の一部は破壊されたものの、同地の輸出業務が数ヶ月間麻痺したために、硝石がヨーロッパ市場で品薄となり価格の急騰が引き起こされたのである（前稿・岡本 [1998] の図表一7参照）。また他方、ちょうどこの頃、ヨーロッパが景気拡大局面（1868～72年）を迎え、普仏戦争によるフランスの巨額の賠償金支払いが一大証券投資ブームを生むなど、世界経済の見通しが明るかったことも、硝石価格の動向には有利であった。この結果、第2期末期（1866～67年）に大きく下落していた硝石価格は、1868年に反騰しただけでなく、その後ほぼ5年（1868～72年）にわたり堅調な値動きをみせ、第3期の硝石ブームを引き起こす重要な要因となったのである⁽³⁾。

また第2に、それまで、硝石産業の発展を阻んできた障害の一つ、交通インフラの問題が解決され始めたこと。切り札となったのはいうまでもなく、鉄道建設であった。

鉄道建設を請け負ったのは、ペルー系企業、モンテロ兄弟社（Ramón Monteros y Hnos.）であり、1868年にペルー政府から今後25年間にわたる独

占的な鉄道敷設権を獲得すると即座に建設に着手，1871年7月にはイキーケとラ・ノリアとを結ぶ最初の硝石鉄道を開通させ，畜力のみ依存した原始的な輸送方式に鉄路輸送の新時代を切り開いた。

モンテロ兄弟社は、その後もペルー政府から第2次コンセッション(1869年：ピサグア＝サピガ間)，第3次コンセッション(1871年：ラ・ノリア＝サピガ間ほか)と独占的な鉄道敷設権を認められ，必要な資金をロンドン市場で調達しながら，鉄道を次第に北へ北へと延伸させ，1875年までには，図表-1が示すように，タラパカ北部のピサグア港と南部のイキーケとを結ぶ，まさに硝石地帯の動脈ともいべき鉄軌道体系の建設に成功する⁽⁴⁾。

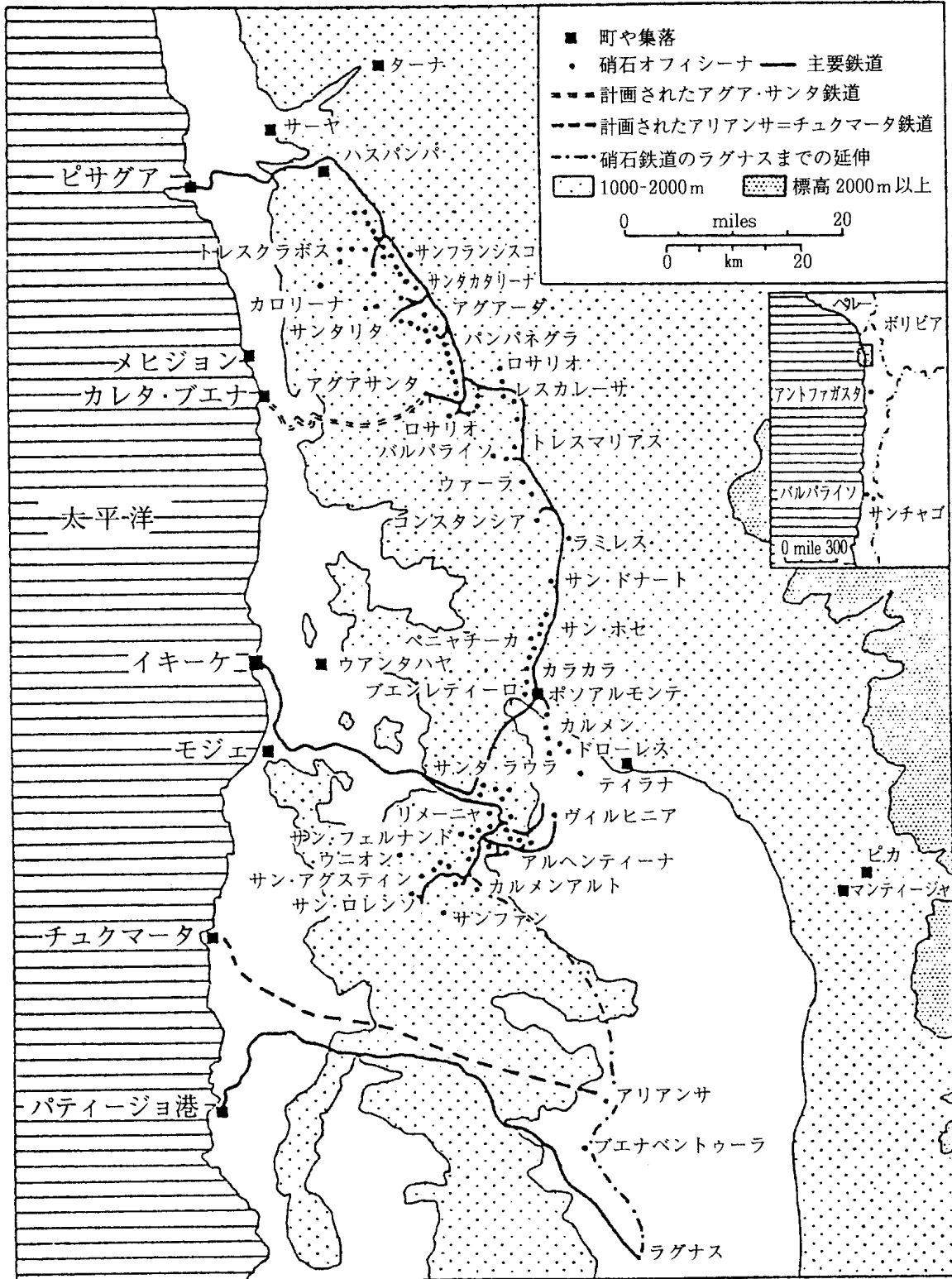
このような，硝石価格の高騰と鉄道輸送の幕開けという2つの要因が相俟って，第3期の硝石産業は大いに活気づき，これまでになかった発展をみせるようになった。

まず第1に，硝石価格の高騰は，生産者の設備投資意欲を刺激し，ガンボニー法のよりいっそうの普及と工場の近代化・大型化を促し，生産量と輸出量を激増させていったこと。この技術革新の普及によって，第2期までの硝石品位の枯渇化という自然条件の制約も，一定程度の解決をみた。

前稿の図表-9が示したように，ガンボニー法の発明後10年ほどの間は，この新技術を採用した工場(＝マキナ式工場)はわずか9工場にとどまっていたが，第3期の硝石価格の高騰は企業家の設備投資意欲を刺激し，1872年までにその数は18工場にまで増え，その後2年間にもさらに13の近代的精製工場が出現した。この結果，タラパカの硝石産業は，第2期までのような，パラダス式工場が圧倒的比重を占める遅れた手工業的色彩を払拭し，生産シェアの点では大規模なマキナ式工場が主流の近代部門へとわずか数年の間に大変貌を遂げるのである。

マキナ式工場の高い生産能力を簡単なデータで確認しておく，1872年に80以上あったパラダス式工場が，全体で年産約43万キントルの生産にとどまったのに対し，わずか18のマキナ式工場は319万キントルもの生産を行い，1874年になると新工場の設立によってさらに868万キントルの生産増加が実現した。当然，かかるマキナ式工場の叢生はタラパカの硝石生産を飛躍的に増加させる効果を伴い，1867～75年期の硝石生産量はトータルで182.5%の増

図表一 タラパカの硝石鉄道



出所) Blakemore [1974] p.46

加を示し、輸出もほぼ同じような趨勢を示すこととなった⁽⁵⁾（前稿図表—5）。

また、硝石産業の急激な拡大が労働力需要を高めると、タラパカへ向かう大規模な人口移動が生じるようになり、イキーケとピサグアは、硝石地帯の中心都市として人口が急膨張、次第に近代的な大都市としての相貌を整えていくことになる。

例えば、イキーケの場合、1835年にビーグル号に乗ってここを訪れたダーウィンは、同地が人口わずか千人程度の寒村であったと記しているが⁽⁶⁾、第3期の硝石景気が始まると人口は急増し、1868～71年のわずか3年間に4倍近い人口増（3千→1万1700人）がもたらされた⁽⁷⁾。

この点で重要なのは、タラパカの労働需要の増大が、主としてチリ人労働者によってまかなわれるようになったことである。前稿でもふれたように、すでに第2期においても、チリ人による小規模な労働力移動は観察されていたが、第3期の硝石景気はこの動きを一気に加速し、1869～72年のわずか数年間だけで、およそ2万5千人のチリ人ペオン（＝放浪する半プロレタリア層。ペオンについては別稿で考察する）が、直接的には鉄道建設に吸引される形で、ペルー領タラパカへ移住したと推定されている⁽⁸⁾。

これらのチリ人労働力は、鉄道建設の終了後も、硝石や港湾労働者などとして同地の各種労働に従事することが多かったため、タラパカにおけるチリ人人口は1876年の時点で見ても9663名にのぼり、タラパカ地方の総人口の26%、イキーケだけで見ると人口の43%がチリ人という、いわば「労働力のチリ化」現象が生じ始めるようになったのである⁽⁹⁾。

新しい企業形態

視点を、企業・企業家のレベルに転じよう。第3期における企業間競争の特色は、以上のような硝石産業の発展に伴って、①チリ系、ヨーロッパ系企業において大規模な新規参入が進み、②第2期にその大半がパラダス式の小規模経営であったペルー系企業の中にもマキナ式の大規模生産者が出現したことと、③後述するようなボリビア領アントファガスタでの生産が始まり、「タラパカ vs アントファガスタ」という地域間競争の側面が現れ始めたこと

である。しかし、①～③に共通する第3期最大のミクロの特性は、④これらの企業進出の大半が株式会社という組織形態を取るようになった点にあった。

②は本稿の主題から離れるので深入りしない⁽¹⁰⁾。また③は次稿で触れることとし、ここでは、残りの項目を、④の点から整理してみよう。

株式企業が増加した背景の1つには、ガンボーニ法の普及による工場規模の拡大と必要資本規模の増加という要因が作用していた。すなわち、安普請のパラーダス式工場の場合とは異なり、蒸気機関が常置され精製設備も大型化された近代工場の場合、もはや個人資産による企業設立は困難となり、株式資本による蓄積が一般的な投資形態となっていたのである。

もちろん、第5期(=1880年代)以降のように、硝石工場の精製装置が極端に大型化し、生産の寡占化と零細個人企業のマージナル化が徹底した時代(=シャンクス法の時代)とは異なり、この時期には、新たに勃興した株式企業が数多くの零細パラーダス式工場や、非株式企業である在来型のマキナ式工場と併存しており、その点では1870年代はまだ「萌芽的独占」の時代であったといえる。

しかし、それでも、第3期は株式企業が少数の例外的な事例にとどまった第2期とは違い、かなり多くのオフィシーナが株式企業によって経営されるようになった。第4期初頭のデータではあるが、1876年頃にはすでにタラパカの全オフィシーナの約7%(21工場)が株式企業に属し、これらオフィシーナの生産は、全体の33%にも及ぶようになっていたことは注目してよい⁽¹¹⁾。

株式資本の調達方式に目を向けると、新興の硝石株式企業の多くが、リマとバルパライソという2つのローカルな金融・資本市場で資本調達を図り起業されていることが興味深い。この点は、ロンドン市場という世界経済の中核で資本調達した第5期との大きな違いであって、第3期は硝石開発の原資が現地の資本市場で大々的に調達された最後の時代であったのである。とりわけ、バルパライソは、チリ人にとってだけでなく、ペルー人やヨーロッパ人などの資本調達市場としても機能しており、当時のバルパライソが、南米地域の「金融的なハブ」でもあったことが大きな特色であった⁽¹²⁾。

また、バルパライソの証券市場で硝石株式企業が多く設立され始めるよう

図表—2 バルパライソで設立されたタラパカのチリ系硝石企業一覧 (1873年)

	名目総 資 本 (万ペソ)	株 式 発行数	一株額面 (ペソ)	1株あたり 払込資本	払 込 比 率 (%)	払 込 総資本 (ペソ)	払込資本 の比率 (%)
1 サクラメント硝石会社	50	500	1,000	960	96	480,000	16.7
2 ソルフェリーノ硝石会社	45	450	1,000	750	75	337,500	11.7
3 アメリカ硝石会社	40	400	1,000	1,000	100	400,000	13.9
4 サン・カルロス硝石会社	35	350	1,000	750	75	262,500	9.1
5 ピサグア硝石会社	40	400	1,000	1,000	100	400,000	13.9
6 ヌエバ・カロリーナ硝石会社	40	400	1,000	1,000	100	400,000	13.9
7 ネグレイロス硝石会社	30	300	1,000	600	60	180,000	6.3
8 カリフォルニア硝石会社	20	80	2,500	2,500	100	200,000	6.9
9 バルパライソ硝石会社	30	500	600	360	60	180,000	6.3
10 チュクマータ硝石会社	40	400	1,000	100	10	40,000	1.4
11 ベルアーナ硝石会社	52						
12 チレーナ硝石会社							
計	370	3,780				2,880,000	

出所) Bravo [1990] p.48, Hernández [1930] p75.

注) データの順序などを一部修正してある。空欄の部分はデータが入手できなかったもの。なお、ペーパーカンパニーのままにとどまった企業とは、10~12の企業である。

なった別の背景には、必要資本規模の増大という上述の理由の他にも、チリ経済のバブル化という特殊な事情が作用していたことも指摘しておく必要があるだろう。

すなわち、別稿でもふれたように、チリの景気はこの時期、1870年のカラコーレス銀山の発見や好調な農業生産などに支えられて過熱化し、金融機関の貸し出しの増加や(1866~71年:1200万ペソ→4800万ペソ)、株式市場での投機的な企業設立ブーム (burbuja bursátil) を引き起こすようになっていたが(1870~75年には鉱山関係だけで総資本額3700万ペソに達する76の株式会社が設立)、このブームの一角を担ったのが、硝石価格の高騰と鉄道の開通によって魅力の増していたタラパカの硝石産業だったのである⁽¹³⁾。

1871~73年間にバルパライソでは、13の硝石企業が設立され、このうち、後述する1社(アントファガスタ硝石・鉄道会社)を除いた12の企業がタラパカ地方での生産を目的としたものであった。上記12企業のうち、結局、3社がペーパー・カンパニーのままにとどまったものの、この3社を除く残り9社の総授權資本は330万ペソに達し、1870~75年期というより長いスパン

図表—3 国籍別の硝石生産能力 (1872~74年期)

ペルー系オフィシーナ	………565万5千キントル (48.3%)
チリ系オフィシーナ	………335万キントル (28.6%)
イギリス系オフィシーナ	………170万キントル (14.6%)
ドイツ系オフィシーナ	………89万キントル (7.6%)
フランス系オフィシーナ	………12万キントル (1.0%)
計	………1,171万5千キントル (100.0%)

出所) Hernández [1930] p.81.

注) 括弧内の%は著者が付け加えたもの。

で計ると、バルパライソの資本市場を通じて、600万ペソ以上の資金が硝石開発に投資されたと推計されている (12社の一覧は図表—2を参照)。

この結果、1860年代まで比較的小規模なものに限定されていたチリ資本の硝石産業への投資は、この株式ブームを契機に大きく拡大し、図表—3が示すように、第3期の生産能力でみた国籍別のシェアでは、ペルー資本について第2位、ヨーロッパ資本の主力であったイギリスのシェア (第3位) をも上回る躍進が見られたのである。

もっとも、バルパライソで設立されたこれら株式企業だけが、チリ系硝石企業というわけではなく、前稿 (岡本 [1998]) でも触れたように、ダニエル・オリバなどの個人企業家やいくつかのチリ系貿易商人 (ソルコ社など) による硝石企業も引き続き操業していたが、上記のチリ系新興株式企業だけで、タラパカにおけるチリ系企業の生産能力の74%を占めており⁽¹⁴⁾、チリ系企業の躍進はこれら企業の参入によるところ大であった。

チリ系硝石企業の事例

個別企業の詳細についてはまだ不明の点が多いが、第3期にバルパライソで設立されたタラパカのチリ系硝石企業12社のうち、計画倒れとなった3社 (チュクマータ社、ペルアーナ社、チレーナ社) を除く、9社の設立経緯を、分かっている範囲で簡単に考察しておこう。

まず、最初に確認しておく必要があるのは、バルパライソで設立されたこれら9社の「国籍」が、実は、そのすべてが100%のチリ系企業というわけで

はないという点である。設立当初、この内のいくつかの企業では、ペルー資本やイタリア資本などの外資が重要な比重を占め、最大株主として経営権を握っているような場合があったし、ヌエバ・カロリーナ社のように、最大株主の国籍が特定できないために、厳密には企業の国籍を定義できないようなケースすらあった⁽¹⁵⁾。

しかし、いずれの場合も、創業者などの持ち株分を除く株式発行の多くが、バルパライソの証券市場で消化され、その意味ではどの企業にとってもチリ資本が有した意味は重要であり、後に企業の経営権がチリ人の手に渡ったようなケースも見られるので、これら企業は、バルパライソで設立されたことに鑑み、一律に「チリ系企業」として叙述されるのが普通である。

〈事例〉 サクラメント硝石会社

以前からあったサクラメントという小規模なペルー系のパラダス式オフィシーナを基礎にして誕生。設立年は、1872年12月16日。資本額の点では、タラパカで設立された最大のチリ系硝石企業であった。ペルー人のホセ・マリア (José María) とマリアーノ・ロアイサ (Mariano Loayza) が、全株式500株のうち236株を所有していたが、後に、ペルー人の経営支配は後退し、チリ人の影響力が強まった。チリ人株主には、A・エドワーズ商会の代理人であったチリ人E・デラノ (Eduardo Délano, 株数不明) や、アントニオ・コスタ (Antonio María Costa, 50株) などがいた。また、イギリス人とアメリカ人の株主もおり、60株を所有していた⁽¹⁶⁾。

〈事例〉 ソルフェリーノ硝石会社

1872年3月28日に設立。バルパライソで設立された硝石企業のうちで、2番目に大きい企業。新会社は、イタリア人のF・マサルド (Félix Massardo) が所有していた73エスターカスのマキナ式オフィシーナ (ソルフェリーノ) 等を購入する形で発足、マサルドが総株式 (450株) のうち170株を所有し、同社の本社機能はバルパライソに置かれた。マサルドは、硝石事業へ進出した数少ないイタリア人の一人であり、早くからガンボーニ法を採用した生産者の一人でもあった。チリ人株主には、G・ローセンベルク (Gustavo Rosen-

berg) がおり、22株を所有していた。また、2人のイギリス人株主も存在し、それぞれ30株と10株の持ち分であった⁽¹⁷⁾。

〈事例〉 アメリカ硝石会社

1872年10月20日に設立。ドローレス（パラダス式）とサンタ・カタリーナ（マキナ式）というオフィシーナを所有。設立時の株式（全400株）所有は広く分散しており、50株を越える株主はいなかったが、1879年まで同社の経営はチリ人によって行われていたという。イギリス人の株主もおり、26株を所有していた⁽¹⁸⁾。

〈事例〉 サン・カルロス硝石会社

サン・カルロス社は、1872年9月、チリの富裕な銀行家F・スベルカツソ（Francisco Subercaseaux）が、債務に苦しむペルー人、E・マルケサド（Eugenio Marquezado）からサン・カルロス工場（マキナ式）を34万ペソで買収したことに始まる。スベルカツソは、このオフィシーナを基礎に新会社を設立し、スベルカツソの義理の兄弟に当たるM・コンチャ・イ・トーロ（Melchor Concha y Toro）が取締役（director）に就任している。コンチャ・イ・トーロは10株、スベルカツソは30株を所有していた。株主であったかどうかは不明であるが、チリ人J・M・ネコチェア（José M. Necochea）が同社のマネージャーを勤めていた⁽¹⁹⁾。

〈事例〉 ピサグア硝石会社

9社の内、バルパライソで設立された最初の企業で、1871年10月20日に設立されている。チリ人のビセンテ・グティエレス（Vicente Gutiérrez）が400株のうち200株を所有し会社の運営に当たった。同社は、ペルー企業と思われるラフエンテ&ネフュー社（Lafuente and Nephew）から、ポルベニール工場（マキナ式）と、サンチャゴ工場（パラダス式）を買収し操業。初期の経営状況は良好で、高利潤を実現したという。同社のゼネラル・マネージャーを勤めていたのは、サン・カルロス社のマネージャーでもあったJ・M・ネコチェアであったが、彼の持ち株数は不明である。他のチリ人株主には、ア

ントニオ・コスタがいた（株数不明）⁽²⁰⁾。

〈事例〉 ヌエバ・カロリーナ硝石会社

1872年8月28日設立。前述したように、同社の最大株主フェルナンド・ロペス (Fernando López) という人物の国籍がよく分からない。ロペスは、全400株のうち、200株を所有し、経営の任に当たっていたという。3人のイギリス人株主の存在が確認されている⁽²¹⁾。

〈事例〉 ネグレイロス硝石会社

同社設立の基礎となったネグレイロス工場は、ペルー領タラパカの最初期に操業を開始した歴史の長いパラダス式のオフィシーナである。しかし、1872年頃、同工場の所有者であったJ・M・ベルナル (José María Vernal) は、この旧式工場の将来性に見切りを付け、15万ペソの値で売り出すことを決意し、このオファーを元に、1872年9月14日、バルパライソで資本金30万ペソの新会社が設立された。ベルナルには総株式 (300株) のうちの半分が譲渡され、他にも、チリ人やイギリスの株主が存在していた。チリ人アントニオ・コスタが15株を所有していたことが分かっている⁽²²⁾。

〈事例〉 カリフォルニア硝石会社

資本金20万ペソ (株数80) と、他社に比べて小規模な会社であったためか、設立時の経緯など、同社の詳細には不明な点が多い。チリ人のG・ローセンベルクが取締役 (director) を務め4株を所有していた。また、イギリス人の株主も1人いたという⁽²³⁾。

〈事例〉 バルパライソ硝石会社

同社の直接の起源は、1872年7月に、6人の硝石企業家が、各自の持つ硝石埋蔵地を合併して、2つの会社 (オルカイ社 R.Olcay y Cía.とコルネホ社 Cornejo y Cía.) を設立したことに始まる。この際、共同事業者の1人である、チリ人商人オスカル・エレーラ (Oscar Herrera) は、これらの会社の財務面の運営を任せられたが、同年9月、エレーラは、バルパライソ硝石会社

(Cía. Salitrera Valparaíso) を設立し、上記会社から250エスターカスの硝石埋蔵地を購入するアレンジを行い、新会社は、株式の半分(250株)を上記6名に譲渡し、残りの株式が市場で売り出されることになった。これが、バルパライソ社の起源である。エレラは115株を所有し、同社の取締役(director)を勤めた。他のチリ人株主にはアントニオ・コスタ(40株)やJ・ロス(Jorge Ross, 35株, 取締役)がいた⁽²⁴⁾。

商人資本の役割

ところで、もちろん、タラパカへのチリ資本の進出は、企業設立という直接的な形態でのみ生じたわけではなく、前稿でも整理したように、より間接的・消極的な形での進出もそこには見られた。その典型はいうまでもなく、商人資本による事業資金の融資である。

一般に、会社設立の際に集められた資本金は、硝石オフィシーナの買収や、機械設備の購入などに用いられたが、硝石会社の日々の経営には運転資本も欠かすことができない。したがって、設立された硝石企業には、何らかの金融機関から当座の運転資金を供給される必要があったが、第3期には、①エドワーズ商会や、②チリ委託販売株式会社(Compañía Chilena de Consignaciones)などのチリ系商人資本による企業組織がこの役割を担い、以上2企業だけで、1870年代前半期には250万ペソの資金が硝石部門に融資されていたことが分かっている⁽²⁵⁾。

また、商人資本と硝石企業との関連は、かかる間接金融の側面においてだけでなく、株式への投資という形でも生じていた。

部分的な推定ではあるが、いまバルパライソで新規に設立された上記企業のうち、データが入手可能な5企業の株主を確認してみると、全体で111名を数えた株主のうち、その7割以上(81名)の者が貿易商人(comerciantes)ないしはそれに付随していた人々であったことが確認でき、タラパカの硝石企業の設立における商人資本の役割の大きさがうかがわれる⁽²⁶⁾。

もっとも、貿易商人という場合、その大半はいわゆる外商であったので⁽²⁷⁾、外商と硝石産業とのかかわりについても若干ふれておくと、ギブス商会ほど深く硝石産業に関わりを持たなかったとはいえ、①シューチャード商会(Shu-

chard & Co.), ②シャンプル=ガトー商会 (La Chambre Gautreau & Co.) などのバルパライソに拠点を持つ外商も、当該期の硝石企業へ積極的に運転資金を融通していたことが知られており、これら貿易商の融資は、硝石の委託販売を条件になされることが普通で、販売代金の1~3%の手数料を徴収し、しかも、その融資の利率は、チリの平均的な国内利子率8%よりも高め(10%程度)であるのが一般的であったという⁽²⁸⁾。

このような外国商人の優位は、もちろん、一つには、貨幣市場の未発達のために、資金を貸し出す側の立場が強くなりがちだったことに原因があったが、他方では、チリ系企業の側が一般に硝石を海外市場で販売するだけのノウハウを欠き、またさまざまな必要資材を海外から調達する必要に迫られていたため、輸出入仲介の面で自ずから外商への従属を余儀なくされていた点にも原因があった。

この点では、別稿(岡本[1996])においてすでに指摘したように、チリ系硝石企業にとっても、外商の存在は多分にアンビバレントな存在だったといえるのであるが、チリ系硝石企業に限らず、商人層からの多額の債務を抱えていた企業ほど不況期の経営は不安定になりがちで、その多くが高利払いに窮し、経営破綻を来すことが多かった点は記憶に留めておいてよい。要するに、個々の硝石企業の明暗を分けた大きな要因の一つは、資金力の差だったのである。

ヨーロッパ系企業の動向

ところで、第3期の硝石ブームに敏感に反応したのは、むしろ、チリやペルーの南米資本だけではなかった。むしろ、この時期に最も目立ったのは、ヨーロッパ系資本の本格参入であったといってもよく、1870年代の初頭には、古参のタラパカ硝石会社(=ギブス商会)が、当該事業への投資をさらに拡大させただけでなく、カンパベル社(英系)、ギルデマイスター社(独系)、クラーク=エック社(英系)、フォルシュ=マルティン社(独系)というヨーロッパ系大手4社の新規参入が見られた。

この時期のヨーロッパ系の企業進出の特徴は、①イギリス資本と並んでドイツ系資本の進出が目立った点と、②以前は個々の企業家に資金供与をする

にとどまっていた外商が、貸付先企業の経営不振を契機に担保流れなどの形で営業権を取得し、硝石事業の拡大に直接乗り出すパターンが、第2期と同様、ここでも観察されたことである。また、③第5期ほどの外資支配の状況は生じていなかったが、この頃から少しずつ南米資本との「体力格差」が目立つようになってきたことも、後述するチリ系企業の衰退と関連する一つの特徴であった。

〈事例〉 タラパカ硝石会社 (=ギブス商会)

ギブス商会がいかなる経緯でタラパカ硝石会社の経営に携わるようになったかは、すでに前稿で述べた。1871年以後、同社はギブス商会が単独で所有する企業となったが、同商会は一般公募による増資を行い生産設備の拡充に努めた。1872年にはすでに同社の2つのオフィシーナ(ラ・カロリーナ、ラ・ノリア)の生産だけで、タラパカの硝石生産の11.4%を占めていたが、前稿でもふれたように、とりわけラ・ノリア工場への設備投資は顕著で、70年代には年間80万キントルの生産能力を誇るタラパカ最大のオフィシーナ(のちにリメーニャ工場と改称)が誕生することになる⁽²⁹⁾。

また、1870年以後の硝石ブームが到来すると、タラパカ硝石会社は、操業を停止していた零細事業主などから、硝石採掘地やオフィシーナを安値で買収、さまざまな地域にある9つのオフィシーナを傘下におさめ⁽³⁰⁾、1875年頃までには、2000エスターカスの採掘用地を所有する大硝石企業へと成長した。

〈事例〉 J・D・カンパベル社

同社は、すでに述べたように、ギブス商会よりも後発の企業で、この時期に設立されたニューカマーである。企業設立の契機となったのは、タラパカ硝石会社の起源と同様、イギリス系商社、ヘインズワース商会(Hainsworth y Cía.)による融資活動であった。すなわち、同商会は、第3期以前から、バルパライソやサンチャゴで種々の商業活動を営み、タラパカの小規模生産者に対するアピリタシオンをその業務の一つとしていたが、この融資の内、あるペルー人企業家に対する融資が焦げ付いたために、同社から派遣された代

理人 J・S・ジョーンズ (John Syers Jones) が、担保権を行使してパラダス式工場であるサン・アントニオ工場の所有権を取得、これが Campbell 社の起源となった。

この所有権の移転がいつ頃のことなのか、その正確な期日は分からないが、1871年5月にはジョーンズが同オフィシーナの所有者であるとする史料があるため、担保権行使の時期はこれ以前であったことや、この間に、ヘインズワース商会から、ジョーンズ個人の資産へと所有権のさらなる移転があったことはうかがえる。その後、1873年には、このオフィシーナを基礎にして、イギリス商人 J・D・Campbell (John D. Campbell) と J・アウトラム (J. Outram) がジョーンズの共同出資者となり、パートナーシップ形態の「サン・アントニオ・硝石・ヨード会社 The San Antonio Nitrate and Iodine Co.」が設立された。同社は後に何度か会社名を変更するが、出資者の1人、Campbell の名前を冠して、「J・D・Campbell 社」と呼称されるのが一般的である。

この企業もギブス商会 (=タラパカ硝石企業) 同様、巨大企業へと成長していった。すでに、1873年の時点で、Campbell 社のオフィシーナ (サン・アントニオ) は、年間24万キントルの生産能力を有していたが分かっているが、Campbell が、1874年にペルー人企業家オソリオ (Osorio) から購入したパラダス式のアグア・サンタ (Agua Santa) 工場は、第4期末には、タラパカ最新鋭の巨大工場へと変貌し時代の脚光を浴びることになる⁽³¹⁾。

〈事例〉 ギルデマイスター社

J・ギルデマイスター社 (J. Gildemeister y Cía.) も元はリマ支店を通じて、小規模硝石生産者への資金貸付を行っていた商社の一つである。創業者の J・ギルデマイスターは、1823年にドイツのブレーメンで生まれ、若くして、ブラジルへ渡り、当初はリオ・デ・ジャネイロにある外商の店員として働いていた。企業家精神に満ち、独立心旺盛な若者であったといわれ、弱冠22歳の若さで貯金をはたいて180トンクラスの帆船を購入、木材を積み込んでバルパライソへ輸送し、帆船ともどもバルパライソで売却して一儲けした経歴を持つ。その後、カリフォルニアのゴールドラッシュに刺激を受け同地に

渡るが、芽が出ず、リマでヨーロッパ製品を扱う輸入商社、J・ギルデマイスター社を設立した。

1860年代はじめ頃からは硝石輸出を手がかけ、イキーケに支店を設けて貧しい零細生産者への資金提供者（アビリタドーレス）となるが、この事業はかなりの利潤をもたらしたらしい。一時、1868年の地震で損失を被るが、その後の市況の逼迫で硝石価格が暴騰するとすぐに経営を立て直し、地震被害で返済の滞った硝石生産者から担保権を行使してオフィシーナを取得、これを契機に直接的な事業経営に乗り出すようになった。

1873年までにギルデマイスター社は、ハンサ、アルヘンティーナ、サンペドロの3つのオフィシーナを取得、これらの年間生産能力は全体で65万キントル程度だった。また、1874年には4番目のオフィシーナ（サン・フアン San Juan）を購入するが、ギルデマイスターはドイツ人化学者の招聘によって生産工程の技術改善を行い、これを35万キントルの生産能力を有する第1級のオフィシーナへと変貌させた⁽³²⁾。

〈事例〉 クラーク=エック社とフォルシュ=マルティン社

以上、3社が、外資系企業の「ビッグスリー」であったのに対し、クラーク=エック社とフォルシュ=マルティン社はヨーロッパ系にもかかわらず相対的に小規模な企業であった。イギリス系のクラーク=エック社は1873年に操業を開始、エスメラルダというマキナ式工場を所有していた。ドイツ系のフォルシュ=マルティン社は、1872年にパートナーシップの形態で設立されたドイツ系硝石会社で、パポーソ工場を所有していた。これら2企業は、金融やマーケティングを外部の商人に依存しており、前者は、ペルーの銀行から、後者はドイツの貿易商社フォルベルク商会から融資を受け、生産物の販売をも委託していた点に、外資系ビッグスリーとの違いがあった⁽³³⁾。

総括

以上のような、第3期に進んだ株式企業の参入をふまえ、タラパカにおけるチリ系企業とヨーロッパ系企業の進出状況をあらためてマクロ的に整理してみよう。

図表一 4 タラパカにおけるチリ系硝石企業とヨーロッパ系硝石企業の比較 (1873年)

	全 企 業	チ リ 系		ヨー ロ ッ パ 系	
		計	比 率	計	比 率
会社数	115	14	12.2%	5	4.4%
オフィシーナ数	143	16	11.9%	9	6.3%
生産量 (1872年)	5,787,891	1,611,000	27.8%	1,427,852	24.7%
生産能力	12,619,315	2,497,000	19.8%	3,327,156	26.4%
オフィシーナ当たりの 年間生産能力	88,246	156,062	—	369,761	—
エスターカス	8,313	1,578	17.8%	1,188	14.3%
資産価値 (ソル)	6,117,418	1,349,500	22.6%	1,768,240	28.9%
稼働中のオフィシーナ数	38	9	23.7%	8	21.1%
建設中のオフィシーナ数	26	5	19.2%	1	3.9%

出所) O'Brien [1982] p.19.

注) 生産量, 生産能力はキントル。

図表一 4 は、タラパカにおける1873年時点での硝石企業の活動状況（非株式企業を含む）を見たものであるが、ここから容易に看取できるように、チリ系企業は、この時点ではまだ、企業数、オフィシーナ数、硝石埋蔵地の広さ（エスターカス）の点でヨーロッパ系企業を凌いでいただけでなく、生産量（1872年）でもこれを凌駕していたことが分かる。第1期から第3期頃までのチリ系企業が、決して、ヨーロッパ系企業にひけを取らなかったというのは、前述したガンボーニなどの先駆的な企業家の存在によってだけでなく、かかるマクロの数字においても立証できることだからなのである。

実際、例えば、タラパカのチリ系硝石企業の株式には、1872年末の時点で大体5～60%のプレミアが付いていたし、ピサグア会社などは、操業からわずか19ヶ月の間に4万5263ペソもの利潤をあげ、1872年には22%もの高配当を行うなど、設立間もないチリ系硝石企業の前途は、一見すると順風満帆のように思われた⁽³⁴⁾。

しかし、すでにこの時点で、チリ系企業にはいくつかの衰退的な兆候が現れ始めていたことも、図表からは読みとれる。

すなわち、チリ系企業が実際の生産量でヨーロッパ系を上回っていたのは、後者がいわば生産設備をフル稼働させていなかっただけの問題であって、生産能力の点ではチリ系は後者に比べてすでに83万キントルも水をあげられて

いたし、何よりも、オフィシーナの単位での平均生産能力を比べれば、この時点ですでに2倍以上の差(15万キントル vs 36万キントル)が開いていたのである。この点はさらに、ヨーロッパ系企業による生産能力の85%とその資本総額の83%が、3つの大手企業によって占められていたことを想起すれば、よりいっそう鮮やかな相違点として浮かび上がってこよう⁽³⁵⁾。

つまり、第2期までのタラパカのチリ系企業は、ヨーロッパ系企業とほぼ互角の勝負をしていたといえるが、第3期の株式ブーム期になるとすこしずつ両者の「体力」格差が目立ち始めていたのであって、後述するように、このような差こそが、第4期硝石不況の時代における両者の明暗を分かつ重要な要因となっていくのである。

II 硝石不況の到来とペルー政府の政策

硝石不況の到来

以上、整理してきたような第3期の硝石産業の活況は、不幸なことに、ほぼ5年で幕を閉じ、第4期以後の当該産業は、一転して厳しい試練の時代を迎えることとなる。第4期の動向を決定づけた要因は、ここでもまた、硝石価格の動向(=価格の激しい下落)であった。

硝石価格の下落には、対外的要因と対内的要因の2つが複合的に作用していた。すなわち、一方では、73年から始まる世界恐慌によってヨーロッパの硝石需要そのものが低迷したのに対し、他方では、第3期の硝石ブームに端を発した増産に次ぐ増産で、硝石輸出(≒生産)が1869年から75年にかけて歴史的な趨勢を上回る劇的な増加を示し(前稿の図表—5, 6), ヨーロッパで硝石在庫がだぶついたのである(1870年=6750トン→73年=52510トン)⁽³⁶⁾。

この結果、硝石価格は、1868年以後1キントル15ポンド程度の高水準を維持していたものの、1873年から急落、76年までには第2期の末期と大差ない歴史的な低水準に張り付き、厳しい硝石不況の時代が到来する(前稿図表—7)。ちょうど同じ時期、硝石の船舶輸送能力ぎりぎりにまで拡張した輸出量の増加が、クリッパー船の運賃を高騰させたこと(1873年に運賃は29%上昇)

も、タラパカの硝石企業にとっては大きな痛手であった⁽³⁷⁾。

早くも1873年1月には、イキーケの輸出業務が滞り始め、9月になると、タラパカの硝石輸出はほぼ停止状態に陥り、1873年から74年にかけて、硝石企業が次々と倒産し始めるようになる。後述するように、この時期には、設立間もないタラパカのチリ系硝石株式会社もその半数近くが破綻し、第3期に設立されたペルー系株式企業も、1社を除く全ての企業が倒産ないしは生産停止へと追い込まれていくが、工場閉鎖や操業短縮のあおりを受けて硝石労働者の多くが職を失い、1873年だけで千人以上の労働者がイキーケを去ったという。タラパカの経済は混迷度を深め、食料品のような日常の生活物資も高騰、1873年8月の初めには暴動騒ぎが発生するなど、騒然とした雰囲気にも包まれるようになった⁽³⁸⁾。

しかし、問題はこれだけではなかった。不況に悩む硝石産業の見通しをよりいっそう先行き不透明なものにしたのが、この時期から顕著となるペルー政府の突然の介入政策だったのである。

実際、第4期の硝石企業の動向は、ペルー政府の政策によって大きく翻弄されたので、この点に言及せずに分析を進めることは不可能である。また、第5期にタラパカの新たな支配者となったチリが最初に直面した大きな課題も、第4期までのペルーの硝石政策をどのように「戦後処理」するのかという点であったので、ペルー経済それ自体の分析は本書の守備範囲を超えるものの、後論との関連において最低限必要と思われる事柄に絞りペルー政府の動向を整理しておこう⁽³⁹⁾。

エスタンコの試みと失敗

すでに前稿でもふれたように、タラパカの硝石生産者には、短期間の例外を除けば、硝石が最初に輸出された1830年以来ほぼ40年の間、ほとんど課税負担がなく、1849年から1865年にかけては全くの無税という自由放任状態が続いていた。

この大きな理由は、ペルーがグアノ（鳥糞肥料）という潤沢な外貨収入源を有していたことにあった。すなわち、1840年頃からヨーロッパでグアノ需要が高まると、ペルーは、同国に豊富に存在していたグアノ資源を「国有財

産」として位置づけ、特定の商人に輸出を委託して、最終的な販売代金を両者で分け合う一種の重商主義的国家独占政策を採用⁽⁴⁰⁾、これにより莫大な外貨収入が獲得されたため、勃興期タラパカの硝石産業には関心が向かわなかったのである⁽⁴¹⁾。

しかし、1860年代後半頃になると、それまでビナイン・ネグレクトされてきたもう一つの天然資源・硝石への関心が少しずつ高まってくる。その最初のシグナルは、プラド (Mariano I. Prado) 政権期の1865年12月、1キントルあたり0.75ソルの硝石輸出税が16年ぶりに復活したことにあった。

が、しかし、この最初の介入自体は、66～67年期の硝石価格の不振期と重なったため(前稿図表一7参照)、硝石生産者の反発を招き、1868年1月、課税決定は撤回、本格的な国家介入とはならなかった⁽⁴²⁾。

より恒常的な硝石産業への介入は、1868年末のバルタ (J・Balta, 任1868～1872) 政権の発足を画期としている。同政権は、地震被害 (1868年8月) を契機に価格が高騰していた硝石に対し、軽微なものではあったが、1キントル当たり0.04ソルの輸出税の再導入を決定、これまで無制限に実施されてきた硝石埋蔵地の無償譲渡 (adjudicación) も、硝石法が策定されるまでの間停止し、不法に譲渡された土地は国有地として返還させる措置をとった (いずれも1868年11月)。ここにおいて、長年にわたるレッセフェール基調の硝石政策は終焉し、以後、ペルー政府の介入姿勢は短時日の内によりラジカルなものへと急変していくことになるのである⁽⁴³⁾。

ペルーが硝石への介入姿勢を強めていった最大の背景は、いうまでもなく、この時期に急速に深刻化していったペルー経済の危機であった。

この時期までのペルーは、所得税などの内国税負担を廃止し、グアノ収入に過度に依存した税収構造を生み出す一方、グアノ収入を当てにした鉄道建設などの公共事業支出が膨らみ、歳入不足を外債や内国債の乱発でまかなうという「借金漬け」経済を形成していたが⁽⁴⁴⁾、かかるリスクな発展パターンは、1869年以後、グアノ資源そのものの枯渇化傾向が強まり、グアノ輸出が低迷し始めると、政府総支出の7割をもグアノ収入に依存させていたペルー政府の財政を直撃、とりわけ、1872年に計画していた多額の外債発行が失敗すると、ペルー経済は深刻な経済危機に見舞われるようになり、この過程で

タラパカの硝石資源に大きな関心が集まるようになったのである。

しかし、注意すべきは、この時期のペルー政府が、硝石を単に新財源としてのみ見ていたのではない点である。むしろ、硝石の介入をグアノ輸出の振興策として位置づけるというややまどろっこしい議論に基づいて硝石への介入を構想し始めていた点にこの時期の特徴があった。すなわち、グアノ輸出の不振がもたらされた理由は、農業肥料として同じ用途を持つタラパカの硝石産業の勃興によるものであり、硝石輸出の増大がヨーロッパでのグアノ市場を奪った結果である、ゆえに、さまざまな手段によって硝石価格を人為的に釣り上げ、需要の代替効果を発生させることで、グアノ消費の増大と価格の回復を実現せねばならない、という「グアノ・硝石競合論」あるいは「パルド・ドクトリン」と呼ばれる議論がそれである⁽⁴⁵⁾。

かかる議論は、1870年代の初頭頃からペルーで勢いを得てくるが、この政策ドグマからすれば、硝石輸出への課税自体にはたいした意味はなく、むしろ、硝石価格の上昇によるグアノ需要の増大こそが最大の政策課題として位置づけられ、そのためには思い切った介入策が必要という発想へとつながって行くのであった。

この結果、まず、1872年8月に成立したパルド (Manuel Pardo) 政権の下で、硝石の輸出を国家が一元的に管理する国家専売制(エスタンコ estanco) 構想が提起され、73年1月に成立する。この新しい硝石政策は、各生産者に生産割当を課し、その割当量を1キントル当たり2.4ソルの価格で国家が買い上げ(買い上げ上限枠は全体で450万キントル)、硝石が3.1ソルを越えて売却できた場合には、その差額を国家と生産者とで分け合うことを骨子とするものであった⁽⁴⁶⁾。

この法律は、明らかに、当初の課税強化案から一步踏み込んでおり、その本質は、硝石輸出の上からの強制カルテル構想とってよい。つまり、無秩序な硝石の増産を阻むために、個々の硝石企業に生産割当を課し、政府がその全量を買上げることで価格支配権を握り、以後は硝石価格を高めに誘導することで欧米におけるグアノ消費と価格の回復を図るとというのが政策の狙いだったのである。

しかし、硝石の場合、グアノと違い、すでに過去40年の間、民間企業によ

る開発が進んでいたもので、かかる国家専売制には当然生産者側の猛烈な反発があった。経営基盤の弱いペルー系中小生産者は、自由競争よりも、固定価格で硝石を買い上げてもらえる専売制を歓迎していたものの、巨大な生産設備をもつ大手生産者は当然増産志向が強く、価格低落の時期こそ、ライバルをけ落とすチャンスと考えていたので、国家専売制によって生産削減を強制されることには強く反発、政策に抗議する集会を開催したり、割当量の決定に必要なデータの提出を拒否するなど、ペルー政府に揺さぶりをかけた。

この結果、成立したばかりの国家専売法は、法案成立のおよそ8ヶ月後(1873年9月)には実施されることのないまま無期限の延期へと追い込まれ、結局、当初、エスタンコを通さない輸出に対してのみ賦課することを想定していた1キンタル当たり0.15ソルの輸出税案の部分だけが生き残ることになったのである⁽⁴⁷⁾。

エスタンコから国有化政策へ

しかし、ペルー政府の側にも、硝石への介入をすんなりと諦められない深刻な事情があった。

というのも、エスタンコ問題で揺れていた1873年のペルー経済は、金融システムがブレイクダウンすることで(銀行の取り付け騒ぎ→銀行券の不換紙幣化)、72年にもまして危機的な状況を惹起していたからであるし、エスタンコが棚上げされた後の1874~75年にも、グアノ収入はただ外債の利払いと無謀な鉄道建設に必要な資金手当に消えるだけで、一向に景気回復の兆しは見られず、山のような不換紙幣と内国債で溢れかえったペルーの社会経済システムは、反乱騒ぎの続発や大統領の暗殺未遂事件など、これまでにない末期的な症状を呈するようになっていたからである⁽⁴⁸⁾。

かかる状況下、「グアノ輸出を脅かす硝石」という政策ドグマが以前にもまして政府や議会や一般世論を席卷、硝石部門への国家介入を強めるべしという強迫観念が人々の頭をとらえ始めた。この結果、勢いを増し始めたのが、国家専売制よりもさらにラジカルな政策構想、すなわち、硝石工場を一挙に収用してしまうことで危機打開を図ろうという国有化構想であった。すなわち、ペルー政府は、タラパカの硝石企業を強制収用し、文字通り当該産業に

国家独占体制を形成することで硝石に対する価格支配を確立し、もって、ペルーの基軸産業たるグアノ輸出に再び活力を与えるという構想がそれである。

この構想は、まず、1874年9月、モスコソ法案 (Moscoso bill) に具体化され議会に提出されるが、慎重論が多く成立をみななかった。しかし、翌75年3月、モスコソ法案を手直した新しい収用法案(チナロ法案 Chinarro bill) が再度提出され審議が開始されると、①同法案が初期の法案に比べて、収用条件をよりマイルドにしていた点 (=強制収用ではなく、各企業の自発的な売却申請による国有化) や、②収用に必要な買収資金を、硝石を担保として対外借款によって調達するという案などが注目を集め、支持を広げていく⁽⁴⁹⁾。

とりわけ、②の点が金融危機を克服し低迷するペルー経済へのテコ入れになるのではないかと、当時倒産の危機に瀕していたリマの銀行資本などが期待し始めたことや、長引く硝石不況の影響で経営状況が悪化した硝石企業の側でも、この際、国家に資産を売却することで当該産業から有利な形で撤退できるのではないかと考え始めたことを追い風にして、同法案は、1875年5月28日、可決成立の運びとなった。これが、第4期のタラパカ硝石産業を大きく翻弄した、悪名高い硝石国有化法の誕生である⁽⁵⁰⁾。

収用政策の中身

その後、同年12月14日には追加的な政令でその細則が決定、実際の国有化作業は翌76年から実施に移されていくが⁽⁵¹⁾、その中身は、大略、以下のようなものであった。

すなわち、①政府は各工場の資産を査定し、査定額に合意した所有者から事業所を買い上げる形で収用を実施する (=「売却契約」の締結)。②売却に応じた者には、現金での即時補償をするのではなく、資産額と同じ額面の利付き公債 (=硝石証券 certificados salitreros) を発行して現金補償に代えるが⁽⁵²⁾、政府は、収用物件を担保にしてヨーロッパ市場から対外借款を行い、遅くとも2年以内の全額償還を約束し、その間は利払いのみを行うものとする。③また、輸出割当が認められた工場では、政府が直接的な形で経営に関与するのではなく、旧所有者ないし何れかの硝石企業家と請負生産に関する

契約を結び、一定量をあらかじめ定められた公定価格で買い上げる方式を採用する(=「生産請負契約」の締結)。④また、硝石企業には、収用に応じないで自由生産者にとどまる選択も認められるが、その場合には1キントル当たり0.6ソル(後に1.25ソル)の輸出税を負担しなければならない、等々という内容がそれである⁽⁵³⁾。

これまでの叙述から容易に見てとれるように、この国有化政策は、20世紀の社会主義的な理念に基づいた政策ではなく、「硝石のグアノ化」、つまり、すでに国有財産と位置づけられていたグアノ資源と同様の統制を硝石産業においても導入しようという、植民地期以来の重商主義的な産業統制の理念を引きずった政策であったといつてよい。

この収用法の成立によって、タラパカの硝石生産者は、ペルーの収用に応じるか、さもなくば、高率の輸出税を負担しても自由生産者にとどまり、国有硝石工場と競争するか、という基本的には二者択一の選択が待ち受けるようになり、60年代後半の軽微な輸出税賦課から始まった国家介入は、ここにおいてその頂点に達するのである。

硝石証券の発行

いくぶん先回りして叙述すると、この時に収用補償として生産者に譲渡された硝石証券(本質的には、ペルー政府の硝石公債⁽⁵⁴⁾)こそが、後に、タラパカにおける外資支配の確立を生み出す制度的な槓桿となるのであるが、その点に鑑み、いま、収用過程で発行されることとなった硝石証券をやや詳しくみておくと、これには、実際のところ、以下の3種類のものがあつた⁽⁵⁵⁾。

まず第1のタイプは、いわば正規の硝石証券(regular bonds)とでもいうべきもので、硝石オフィシーナの収用に同意し、所有権をペルー政府に移転させた所有者に対して発行されたものである。これは、売買可能でかつ持参人払いの確定利付き公債であつた(8%)。法律によれば、少なくとも2年以内に、90日物のロンドン宛て為替手形(1ソル=44ペンスの固定レート)で全額償還が行われると規定され、この証券には収用資産に対する担保権が伴っていた。

また、第2のタイプは、売買のできない譲渡不能証券(non-transferable

bonds)と呼ばれるもので、証券の所有者は、利子を得ることができるが、そのかわりに硝石生産を行わない旨の誓約をさせられる。しかし、計画中の対外借り入れが成功するまでは、工場の所有権を政府に渡す義務はない。政府が利子を支払うのは、収用された政府系硝石企業と競合することを避けるための代償であるが、証券の受領者は、証券投機から生じる混乱や、政府によって指名された請負生産者による経営介入を避けることができるというメリットがあった。

第3のタイプは、「販売約束 *promesa de venta*」と名付けられ、実際には、公債ではなく約束証書 (*promissary note*) の一種であった。この証書は、ただ単に、一年以内に自社工場を売却してもよい、と同意した生産者に対して発行されるもので、生産者はその間自由に生産・輸出を行うことができるが、その証書は、売買することも利子を受け取ることもできない⁽⁵⁶⁾。これは、主として、収用に応じる用意のある生産者数を調査する目的のために発行された証書であったという。

収用に応じた生産者のなかには、ギルデマイスター社のように約束証書形式での売却契約を選択するような場合もあったが、圧倒的多数の者は、第1のタイプ、すなわち、正規硝石証券での売却契約を選択した⁽⁵⁷⁾。よく知られているように、太平洋戦争以後にJ・T・ノースらのイギリス資本がニュー・カマーとして硝石産業への橋頭堡を築くのも、この正規硝石証券の投機的買い付けを契機としたものであり、さまざまなチリ経済史の文献で、単に硝石証券 (*bono de salitre, nitrate bonds, nitrate certificate*) と呼称されているものは、厳密に言えば、上記3証券のうちこの第1のタイプの証券のことを指すのである⁽⁵⁸⁾。

ところで、硝石証券の発行には、基本的には、2つの利点があった。1つ目は、いうまでもなく、その発行によって、ペルー政府が2年の間現金での収用補償を猶予された点、つまり、この間のペルー政府は利払いのみを行えばよく、財政破綻に陥っていたペルー政府にとって、巨額の出費を当座の間回避できるメリットがあったことであり、2つ目の利点は、硝石証券の発行が低迷するペルーの金融市場の起爆剤になりえた点であった。

このうち、後者の点についてふれておくと、硝石証券は、それまで一般的

図表—5 硝石証券の発行状況（1876～80年）

	硝石証券 の発行数	同左 (%)	証券の発行額 (ソル)	同左 (%)	年間利子 (ポンド)
パルド期1876年	23	8.3	2,341,000	11.9	32,774
ブラド期1876年	35	12.7	3,076,000	15.6	43,064
ブラド期1877年	69	25.0	6,546,325	33.2	91,648
ブラド期1878年	99	35.9	5,749,606	29.1	80,494
ブラド期1879年	43	15.6	1,706,362	8.6	
ピエロラ期1880年	7	2.5	313,000	1.6	
計	276	100.0	19,732,293	100.0	25,625,211

出所) Bravo [1990] pp.181,287,334, 巻末付録表 2, pp.74-81.

に売買されていた証券（例えば、内国債など）と違い、利払いが将来の硝石の輸出代金から優先的に割り当てられ、かつ支払いも有利な固定為替レートで行われるという条件がついていたので、資本市場での硝石証券への信認は厚く、値崩れの少ない確実性の高い債券として好んで売買された。その結果、金融不安が長引くペルー経済に一定のインパクトを与えることができたのである（硝石証券の発行状況については、図表—5を参照）。

もちろん、発行された硝石証券の全てが市場で売買されたわけではない。一般に、経営破綻している欠陥工場の所有者の場合、売買可能な正規の硝石証券の取得を選び、それをすぐに市場で売却して当該事業から撤退するのが普通であったが、例えば、ギブス商会などの優良企業の場合は、受領した硝石証券を市場で売却することなくそのまま保持する傾向があった。

しかし、1876年中にまず約540万ソルの硝石証券が収用補償として旧所有者に引き渡されると、売却が留保された部分を除く残りが少しずつ金融市場に出回るようになる。とりわけ、1877年頃から、小規模なパラダス式工場の収用が増え、少額硝石証券（千ソル券）が出回るようになると、不換銀行券への信認が低下していたこともあって、日常生活のさまざまな決済を可能にする代理通貨として大いに流通するようになった。

リマの証券市場における1876年当時の硝石証券の相場は、10月には一時、額面の89%程度の値しか付かなかったが、12月には106%程度に持ち越し、総じて、1876年の相場は良好であった。以後、長引くペルー経済の不況と金融

不安にもかかわらず、硝石証券相場だけは堅調で、他の内国債相場が一般に額面の4割台から6割の程度で売買されていたのとは対照的に、相場は9～10割の水準を維持、相場が軟化するのには、チリとの軍事的緊張が高まってくる1879年頃からのことである⁽⁵⁹⁾。

収用査定の問題

ところで、以上のようなペルーの国有化＝収用政策は、1876年以後実施に移されていくものの、この政策には種々の問題点が随伴しており、政策の実効性をかなり疑わしいものにしていった。その問題点とは、およそ以下のようなものである。

まず第1に、収用資産の査定に関する問題点。すなわち、1875年5月に収用法が成立した後、政府がまずやらねばならなかったことの一つは、タラパカの硝石オフィシーナを個別に査定し、収用補償額を決定することであったが、この作業がかなり中途半端で杜撰であった問題である。

最初の査定は、2人の査定委員がタラパカ地方を踏査し、1875年の9～12月のたった3ヶ月の間に行われたが、生産者の側は工場調査に協力的ではなく、当時、165あった事業所のうちで、実際に調査が行われたのは15工場のみという杜撰さで、結局、買収費用として法律が定めていた上限価格(400万ポンド≒2千万ソル)をもとに、各工場に適当な評価額を割り当てただけの形だけの査定とならざるをえなかった⁽⁶⁰⁾。

査定が拙速だった背景の1つには、一刻も早く硝石証券を発行して不況にあえぐペルー経済の振興につなげたいというペルー政府の側の焦りがあったといわれる。このため、収用政策の成功にとってその協力が不可欠と考えられたギブス商会などヨーロッパ系大手生産者に対してはかなり破格の査定が認められただけでなく、実質資産価値の低い欠陥工場に対しても、総査定額の約40% (≒800万ソル) が配分されるなど、査定はしばしば、さまざまな政治的思惑を秘め、過大評価となりがちであった。

しかも、その後、収用が思ったほどスムーズに進まず、自由生産者の存在が硝石の国家独占に対する重要な脅威として存在し続けたため、1876年7月、査定価格の引き上げに関する政令 (decreto) を公布して収用の促進を図る

が、このような査定方針は、当然収用に必要な費用をよりいっそう膨張させ、収用政策のフィージビリティを掘り崩す要因となっていく。

生産削減の問題

また、第2に、生産削減の問題。すなわち、すでに見たように、国有化政策の大きな焦点のひとつは、目標生産量を設定した上で、収用された硝石オフィシーナのうち、どの工場を閉鎖し、どの工場を国有工場として生産を継続するかを決定する作業であったが(=一種の生産割当)、さまざまな事情から、この割当量が膨らみ、本来の政策目標であった生産削減が次第に達成困難になっていった問題がこれである。

まず、ヨーロッパ系大手生産者との交渉についていうと、第1の査定の問題とも絡むが、ペルー政府にとって、彼らの協力こそが国有化政策の要だという認識があったので、収用後の工場経営は、そのままこれら企業に委託するという条件で、工場売却を働きかける必要性があった。そのため、当初、これら生産者に対する生産請負契約は、買収査定と一体化した収用補償の一部と位置づけられ、収用を渋っていた彼らには、有利な固定価格でかなりの量の生産請負(=生産割当)が認められたのである。この結果、生産請負契約締結の第1号となったギブス商会とギルデマイスター社の場合(1876年初め)、この2企業だけで170万キントルもの生産が認められ、結局、これら企業の生産は、彼らが自由生産者だった時と同じくらい、政府の生産削減計画にとっての脅威であり続けるという皮肉な結果が生まれてしまう⁽⁶¹⁾。

同様の事態は、カンパベル社との交渉においても見られた。

上記ヨーロッパ系大手企業2社が76年の前半に早々と売却契約に合意をしたのとは対照的に、同社は、77年になっても提示された収用条件に同意せず、政府の価格統制を脅かす大きな脅威となっていたが、同社は、後述する画期的な新技術の採用や77年頃からの硝石価格の上昇によって、高率の輸出税賦課にも耐えられるだけの体力を強化し、政府に対するバーゲニング・パワーを高めた。その結果、同社を収用に同意させるためには、政府の側によりいっそうの譲歩が必要となり、収用査定が大幅に引き上げられただけでなく(最初の査定は65万ソル、最終提示額は95万ソル)、1877年末には60万キントルと

図表—6 生産請負契約の締結状況 (1876~78年)

	契約数	最低年間生産量 (キントル)	最高年間生産量 (キントル)	同左 (%)	請負生産量の 累計 (キントル)
パルド期1876年	2	1,150,000	1,700,000	23.9%	1,700,000
ブラド期1876年	22	501,800	541,800	7.6%	2,242,800
ブラド期1877年	8	958,200	958,200	13.5%	3,200,000
ブラド期1878年	15	3,920,000	3,920,000	55.1%	7,120,000
計	47	6,530,000	7,120,000	100.0%	—

出所) Bravo [1990] pp.230, 291.

注) 生産請負契約の更新分と操業停止工場の生産請負契約分は含んでいない。

いうブラド期最大の生産請負契約が認められたのである⁽⁶²⁾。

また、ペルー系企業の場合も、ヨーロッパ系ほど経営体力は堅固なものではなかったが、政治力の点では、後者に勝るとも劣らないほどの影響力を行使できる生産者が少なくなかったため、割当はしばしば政治的思惑によって左右され、政府との太いパイプを有する者に過大な割当量が配分される傾向が見られた点も問題であった⁽⁶³⁾。

また、一度配分された生産割当 (= 生産請負契約) の権利は、法律上自由に売買することができたので、ギブス商会などの大手生産者はこれをかなり手広く買い付け、合法的な増産を企てることが可能であった⁽⁶⁴⁾。その結果、欠陥工場しか持たない請負生産能力の欠如した生産者をも、有利な生産請負契約の獲得を目的としたレント・シーキング活動へと駆り立て、この点からも、割当を膨張させる政治力学がよりいっそう強まったのである。

結局、生産請負契約は、以上のような諸事情のために、1878年の時点で累計で700万キントルをも越える水準にまで膨れ上がり (図表—6)、生産削減という収用政策の本来の目的が見失われることで、政策の合理的な一貫性が損なわれていくのである。

資金調達の問題

また、第3に、さらにシビアな問題は、収用に必要な資金調達の問題であった。

収用政策の成否は、硝石を担保にしたヨーロッパ市場での外債発行にかかっており、当時のペルーの財政状態を見れば明らかなように、もし、この資

金調達が成功しなければ、収用はまさに絵に描いた餅となる。しかし、ペルーは、グアノ輸出と同国の債務利払いを請け負っていた仏系ドレヒュス(Dreyfus) 商会との関係を悪化させたために、1876年1月、対外債務3200万ポンドのデフォルトに陥り、国際資本市場での評判を落としてしまう。

ペルーは、これ以後も引き続き、収用に必要な外債のヨーロッパ市場での発行を試みるが、デフォルトの悪評ゆえに、事実上、新規の対外借款の道は閉ざされ、結局、「硝石証券の2年以内の償還」という当初の約束を守れず、利払いのみを辛うじて継続するだけの異常事態を招来していかざるをえなかったのである⁽⁶⁵⁾。

マーケティングの問題

また、第4に、問題は、硝石証券の元本償還だけではなく、同証券の利払いに関してもあった。

すなわち、利払いを実行するためには、国有工場の硝石を海外で販売し、輸出収入を確保する必要があったが、ペルー政府はもちろん、収用政策を請け負っていたタリマの4大銀行（いわゆる銀行団）にしても、欧米で硝石を売却するだけのマーケティング能力はなく、したがって、工場の買収作業や生産請負契約の締結にはペルー自身が積極的に関与することができたものの、収用政策の要の一つ、定期的な硝石輸出収入の確保という側面でも、ペルーは、外資への依存を余儀なくされていたのである⁽⁶⁶⁾。

最終的に、この役割を引き受けたのは、ギブス商会であり、1876年7月、国有工場の硝石を委託販売する契約が、ペルー政府（正確には、収用を請け負っていたタリマの銀行団）との間で締結される⁽⁶⁷⁾。しかし、委託販売を引き受けたギブス商会は、将来の動向に一定の不確実性を感じ取っていたので、これを長期契約にせず、1年ごとの更新方式とし、不都合な事態が生じた際には、いつでもこの事業から手を引ける姿勢を保持したため、結局この国有化政策には、長期的な償還元本の調達だけではなく、定期的な硝石の輸出収入の確保と硝石証券の利払いというより短期の側面においても、実は、かなり危うい一面が随伴していたのである。

実際、1876年と1877年の硝石輸出とそこからの利払い業務は、ギブス商会

図表-7 硝石の地域別生産シェア (1872~79年)

年次	タラパカからの 輸出量① (キントル)	アントファガスタ からの輸出量② (キントル)	硝石の総輸出量 ③=①+② (キントル)	ペルー領タラ パカのシェア ①/③	ボリビア領アント ファガスタのシェア ②/③
1872年	4,220,764	121,558	4,342,322	97.20%	2.80%
1873年	6,263,767	185,028	6,448,795	97.13%	2.87%
1874年	5,583,260	231,283	5,814,543	96.02%	3.98%
1875年	7,205,652	243,420	7,449,072	96.73%	3.27%
1876年	7,035,693	242,630	7,278,323	96.67%	3.33%
1877年	4,521,654	434,392	4,956,046	91.24%	8.76%
1878年	5,909,228	1,099,701	7,008,929	84.31%	15.69%
1879年	2,123,418	1,058,034	3,181,452	66.74%	33.26%

出所) Bravo [1990] pp.102,189,239,300,350.

注) アントファガスタからの輸出は、後述するチリ系巨大企業アントファガスタ社による輸出。

によって順調に行われはしたものの、1878年7月に更新を迎える新規の契約交渉においてペルー政府と同社の意向とが折り合わなかったため、結局、ギブス商会は委託販売契約の更新を拒否、これによって、ペルーの収用政策の前途には、急速に暗雲が立ちこめるようになった⁽⁶⁸⁾。

アウト・サイダーの問題

しかし、第5に、国有化政策をめぐる根本的な問題点は、仮に、タラパカで硝石の国家独占体制が確立したとしても、ペルーがもはや硝石の唯一の生産国ではなかったという点にあった。

例えば、収用法が成立した1875年の時点で、ペルー領タラパカは、全硝石輸出の97%を占め、文字通り、世界唯一の硝石輸出国であると言いたが、国有化政策によるペルー領での生産削減は、それに代わって、隣国ボリビア領での生産増加という予期せぬ結果をもたらし、1879年のペルーの生産シェアは66%にまで落ち込むのである(図表-7)。

実際、ペルーの収用政策で漁夫の利を得たのは、ボリビア領海岸部で生産を開始した、後述するチリ系巨大硝石会社アントファガスタ社だったのであり、ペルーの国家独占政策は、この隣国のアウトサイダーを視野に入れていなかった限りでは、最初から失敗を運命づけられていたとも言うるのである。

図表—8 売却契約の締結状況

	件数	同左 (%)	売却価格 (ソル)	同左 (%)	延べ買収額 (ソル)
パルド期1876年	59	40.8	8,759,555	44	8,759,555
ブラド期1876年	24	16.7	2,084,185	11	10,843,740
ブラド期1877年	30	20.8	4,501,476	23	15,345,216
ブラド期1878年	21	14.6	4,032,465	20	19,377,681
ブラド期1879年	8	5.6	338,612	2	19,716,293
ピエロラ期1880年	2	1.4	16,000	0	19,732,293
計	144	100.0	19,732,293	100	—

出所) Hernández [1930] p.92, Bravo [1990] pp.180, 233, 284, 332, 333.

注) ブラドは1860年代に続き、1876年8月2日から1879年12月19日まで大統領職。

収用政策の帰結

以上のような問題点を抱えていたペルーの国有化政策が、最終的にどのような効果を有していたのかを整理してみよう。

収用政策の実施に伴って、タラパカのオフィシーナは、①収用に全く応じなかったオフィシーナ (=自由生産者) と、②収用に応じた (=売却契約を締結した) オフィシーナの2つに大別され、②をさらに詳しく見ると、a) 収用後に工場が閉鎖されたケースと、b) 元の所有者にそのまま請負生産者として生産が認められたケース、c) 売却契約による硝石証券の受領者とは別の者が、生産請負契約を結んで生産を行ったケースの3通りのパターンがありえた。

まず、図表—8で、収用それ自体の達成状況を、売却契約の締結数を用いて確認してみよう。

ペルーの収用政策は1876年から実施に移され、個別の売却契約は1880年まで続いたが、実質的には、太平洋戦争が始まった1879年で終了し、わずか4年間の試みであった。しかし、まず収用それ自体の達成状況を確認すると、短時日にもかかわらず、かなりの成果をあげていたことが分かる。

すなわち、1876年前半までのパルド期に、すでにタラパカの全オフィシーナ (マキナ式69工場、パラダス式96工場、計165工場) の4割程度が収用され、1877年までには113工場 (全体の7割)、1878年までには、全オフィシーナの96%に当たる134工場が収用されたのである。実際、1879年に自由生産者にとどまっていたもの (上記①タイプ) は、マキナ式の5工場と、パラダ

ス式の15工場のみであって、この数字を見る限り、収用政策は一見順調のようにもみえる⁽⁶⁹⁾

また、収用後のオフィシーナの軌跡をみると、②-bタイプの工場は、要するに、生産割当が認められたケースであって、ギブス商会などの外資系大企業や政府との太いパイプを有していたペルー系企業などがこれに該当し、②-cタイプの工場は数的にはそれほど多くなく、一番多かったのは、②-aタイプの工場（生産停止工場）であった。すなわち、売却契約が締結された工場のうち、1878年の時点で請負生産が行われ、その稼働がはっきりと確認されているのは、マキナ式が21工場、パラダス式が12工場の計32工場に過ぎず⁽⁷⁰⁾、収用に応じた残りの100程度のオフィシーナは（一時的にか、あるいは永久に）生産を停止していたのである⁽⁷¹⁾。

他方、収用の帰結を、収用の2大目的である生産削減と価格の上昇如何という点から眺めてみると（前稿の図表-5，7および本稿の図表-7），確かに、収用政策実施1年後の1877年にはかなりの生産削減に成功し（1876年=703万キントル→1877年=452万キントル），価格を第3期の水準近くまで上昇させていることが分かる。しかし、この時期にはまだ、キャンプベル社を始め多くの自由生産者が残存していたので、価格上昇はアントファガスタだけでなくタラパカにおけるアウトサイダーの増産をも刺激し、翌年には生産量が再び増加（1878年=590万キントル，総輸出量は700万キントル），そのため、78年の硝石価格は前年とほぼ同じ水準を維持したものの、79年には再び軟化して、価格上昇は一時的なものにとどまらざるをえなかった⁽⁷²⁾。

したがって、ペルー政府の収用政策を、オフィシーナの単純な収用数ではなく、一番肝心の政策目的（生産削減と価格の引き上げ）の観点から眺めるならば、当該政策がある程度の成果を収めたのは、結局、1877年までであり、アウトサイダーによる増産が引き起こされた1878年は、事実上その破綻が明らかになった年であるといえるのである。

また、グアノ価格の動向にも触れておくと、こちらの方も、1878年にはロング・トン当たり11ポンドと、過去8年間で最低水準に低迷する有様で⁽⁷³⁾、「硝石価格の上昇→需要の代替効果→グアノ価格の上昇」という壮大なプラド・ドクトリンは、結局、見るべき成果をあげえないまま、1879年

4月の太平洋戦争へと流れ込んでいき、波乱に富んだ収用政策も、同年11月、タラパカがチリの支配下に落ちたことで、事実上の終焉を迎えるのである。

III 第4期の硝石企業

硝石不況とチリ系企業

叙述をペルー政府の政策から、タラパカの硝石企業に戻そう。

すでに述べたように、硝石不況の到来によって、第4期には、一気に企業淘汰が進行する。1880年代に顕著となる企業集中の前兆が現れ始めたのは、この70年代不況の過程であり、タラパカのチリ系企業の衰退が決定的になるのもこの時期であった。

チリ系硝石企業の衰退化を理解する上で重要なのは、これらの企業設立の主舞台となったチリ国内（なかんずくバルパライソ）の資本市場や貨幣市場の動向である。別稿でも触れたように、1873年はチリ経済にとっても不況年であったことを想起する必要がある。

チリの1873年不況自体は、1878年の激烈な恐慌に比べるとマイルドなものではあったが、主要輸出産品であった銅や銀価格が下落し、チリ経済全般の景気が減速すると、まず貨幣市場が収縮し利子率の上昇が引き起されていった（例えば、この時期、銀行の貸し出し利率は10%から12%へと上昇）。また、チリ委託販売会社やA・エドワーズ商会のように、第3期に硝石企業への融資を行っていた金融機関も、硝石産業の将来に見切りを付け始め、1874年には早々と新規融資の打ち切りを決定、硝石企業が利用できる間接金融の道は限りなく先細りしていったのである⁽⁷⁴⁾。

また、同様の障害は資本市場においても生じている。

すなわち、エスタンコの法律が成立すると(1873年1月)、硝石株の取引は一時的に停止するが、その後も市況が回復せず、硝石価格も続落したため、投資家による硝石株の売りが殺到し、ブーム時には大きなプレミアがついて売買されていた硝石株も、1874年半ば頃には額面価格を割り込むまでに暴落してしまうのである。また、株式を所有し続けた投資家も、持ち株に対応した追加資本の拠出に応じなかったか、あるいは応じるだけの資金的余裕がな

くなったために、チリ系硝石企業が株式市場を通じて資本調達するという道はほぼ完全に閉ざされることとなった。

この結果、硝石不況に直面し、多額の負債を抱え、収益の悪化していたチリ系企業は、金融面での制約（＝利子率の上昇と株式市場の機能不全）にぶつかすることで、その多くが短期間の内に経営破綻を来したのである。

硝石不況とヨーロッパ系企業

もちろん、70年代初頭の硝石不況に対してチリ系企業のみが打撃を受けたわけではない。タラパカのヨーロッパ系硝石会社の中でも、資金を外部の金融機関に依存していた中小規模の企業は、この時期、チリ系企業と同じような苦境に陥った。

例えば、クラーク＝エック社は、新規融資を絶たれ過去の債務返済を迫られたために、オフィシーナの閉鎖を余儀なくされたし(1874年8月)、フォルシュ＝マルティン社も生産停止の憂き目にあっている。また、最大手のタラパカ硝石会社（＝ギブス商会）の場合ですら、1873年5月から1874年4月までの間に32万5097ソルの損失を計上し、一時同社の清算が真剣に検討されるほど深刻な経営危機に直面したのである⁽⁷⁵⁾。

しかし、不況に対する抵抗力は、ヨーロッパ系企業とチリ系企業では明らかに大きな差違があった。

というのも、ヨーロッパ系大手企業の場合、その背後に、経営母体である外商を「メインバンク」として有していたので、チリ系企業がアクセスしうる資本よりも安いコストで潤沢な資金を調達できる強みがあり、ヨーロッパの硝石市場の動向や、移転可能な新技術に関する情報量の点でも、チリ系とは比べものにならない優位性を持っていたからである。この結果、これら企業は、損失を埋め合わせ、設備投資による生産コストの削減で硝石不況を乗り切れるだけの経営戦略を実行しえたのである⁽⁷⁶⁾。

実際、タラパカ硝石会社（＝ギブス商会）が50万ソルもの投資をして最新鋭のリメーニャ工場を新設したのはこの頃であったし、ギルデマイスター社も、前述したように、1874年にはサン・フアン工場を買収し、ドイツ人化学者やエンジニアを積極的に招聘して生産設備の改善に努めている。また、同

じ頃、カンパベル社もアグア・サンタ工場を買収し積極的な設備投資を実行に移した。

とりわけ、この最後の事例は、ヨーロッパ系企業の革新性を象徴する出来事として特筆に値しよう。なぜなら、まず第1に、硝石不況とその後の国有化政策の荒波の中で、カンパベル社は、容易に工場売却には同意せず、ギリギリの時点まで、生産性の上昇による危機の乗り切りという経営戦略にこだわったからであるし、また第2に、同社のその積極的な投資戦略が、画期的な精製技術の開発につながったからである。

カンパベル社とシャンクス法

同社が新技術を模索するようになった直接のきっかけは、硝石資源の枯渇化傾向と1873年以後の深刻な硝石不況であった。この危機を乗り切る切り札として同社は、技術革新によるコスト削減＝生産性の上昇を模索し、シャンクス法と呼ばれる、ガンボーニ法以来の画期的な精製技術の導入に成功する⁽⁷⁷⁾。

1850年代に発明されたガンボーニ法は、原始的なパラダス法に比べると画期的な精製技術ではあったが、いくつかの難点があった。

まず第1に、パラダス法に比べて精製効率がよかったとはいえ、ガンボーニ法が抽出できたのは、カリーチェに含まれる硝酸ナトリウム（＝硝石）の6割程度でしかなく、残りは溶解せずに残滓（リピオ、ripio）として捨てられ、採掘資源の完全利用にはほど遠かったことである。

また、第2に、1とも関連するが、カリーチェを溶かした水溶液の内部で蒸気を直接吹き当てて加熱する方式が、溶液を激しく攪拌させた問題点。これは、50年代のように、まだまだ高品位の鉱石が豊富に存在していた頃には深刻な問題を引き起こさなかったが、採掘が進み鉱石の品位が低下してくると、カリーチェにはボーラ（borra）と呼ばれる泥鉱成分（粘土状のネバネバした不純物）が多く含まれるようになったので、溶液が攪拌されるとこのボーラが硝石の飽和溶液の中に分散・浮遊し、容易に沈殿しない問題が生じたのである。

また第3に、パラダス式に比べれば、格段に熱効率がよかったとはいえ、

大量の水溶液を蒸気を用いて沸騰させるガンボーニ法の精製工程には、莫大な燃料コストが必要だったこと。とりわけ、石炭などの燃料コストはこの時期しばしば高騰しがちだったので、熱効率をどのようにして改善するかは大きな課題であった。

以上のような難点を解決し、新しい精製技術を開発したのが、カンパベル社に雇われたイギリス人技術者、ジェイムズ・ハンバーストン (James [Santiago] T. Humberston) であった。

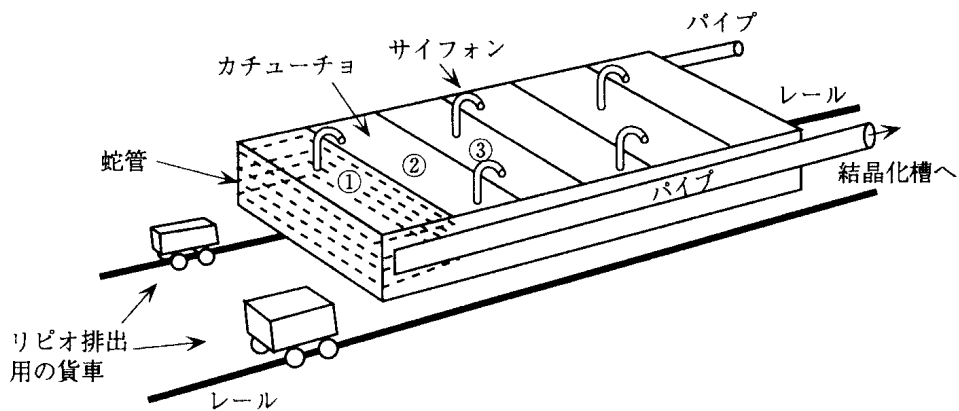
ハンバーストンは、1875年1月にペルーに渡り、カンパベル社の技師として働くようになるが、英国在住時に見聞した、J・シャンクス (James Shanks) による炭酸ナトリウムの精製技術が硝石の精製過程にも応用できるのではないかと考え、持参した化学マニュアルを参照しながら、新しい精製プラントの実験を行い、後にシャンクス法 (el sistema Shanks) と呼ばれるようになった新技術の開発に成功するのである。

シャンクス法の新機軸は、まず第1に、カリーチェの水溶液を水蒸気で直接に熱するのではなく、間接的な加熱システムを取り入れたことにあった。すなわち、以前のような穴の開いた蒸気パイプを用いるのではなく、ボイラーとつながった無穴パイプをコイル状にしてカチューチョの内壁に走らせ (いわゆる蛇管 *serpientes*, coils), 水蒸気を放出することなく循環させることで加熱するシステムを採用したのである。この間接的な加熱方式の結果、溶液の攪拌問題が改善しただけでなく、水蒸気を循環させて再利用し、特殊なバルブを開閉することでこまめな温度調整が可能になったので、精製過程の熱効率も大幅に改善されることとなった。

また第2の新機軸は、精製用の箱形タンク (カチューチョ) を1つではなく、複数個連結するアイデアを採用した点である。シャンクス法の最大の特徴は、ここにあったといってもよい。つまり、以前のように一回の浸出で硝石を抽出するのではなく、6~8個程度のカチューチョをつなぎ合わせ、溶液をタンクからタンクへと循環させることで、カリーチェの精製効率を大幅に改善することができるようになったのである (図表-9 参照)。

この工程を単純化して分かりやすく説明すると、例えば、1つのタンクに充填されたカリーチェが一回だけの浸出で捨てられるのではなく、隣接する一

図表—9 シャンクス法の簡単な図解



出所) Semper y Michels [1908] p.62-67などの叙述や平面図解を参考にして、筆者がより分かりやすく立体的に書き直したもの。

方のタンクへ浸出後の溶液を移し替えたあとで、自らは反対側のタンクからすでに一度浸出工程を経た別の溶液を新たに受け取り、再度加熱・浸出工程を繰り返すのである。各タンクのカリーチェの状況は、①十分に抽出済みのカリーチェ、②まだ抽出に余裕のあるカリーチェ、③充填したばかりのカリーチェと、タンクごとにその抽出度が異なっているのがミソで、それぞれの溶液を①→②→③の順に移し替え、最終的には③のタンクで溶液の比重測定を行い、その濃度が規定の値に達したことが確認できれば、タンクの側面についているバルブを開いて別の場所にある結晶化槽 (bateas) へと飽和溶液 (アグア・マードレ) を放出し、最終生産物の析出を待つのである。③のタンクから飽和溶液が放出されると、その分、各タンクの水位が下がっていくが、これは、当然、①のタンクに水を加えることで釣り合いをとり、①のカリーチェが完全に抽出され尽くしたら、当該タンクの残滓を除去し、その間、同じ一連の工程を、タンクを1つずらして行なっていくのである。

つまり、この方式の最大の長所は、ガンボーニ法の精製用タンクを単に外延的に増やして生産量を上げただけでなく、連結したタンク間で溶液をやりとりすることで精製効率を高め、一連の工程を連続的な形式にして労働力の節約を可能にした点にあったといえる。また、その他にも、ポンプを使うことなく溶液が自らの圧力で隣接するタンクへと自動的に流れ込むように設計されていた点 (サイフォン sifón の利用) や、タンクの底に排出口を2つ設け、精製後の残滓はあらかじめタンクの下で待機した貨車の中に落とし込む

方式を採用した点など、随所に工夫が凝らされ、精製工程の生産性はこの発明によって大幅な向上が可能となった。

精製効率の上昇についていうと、以前は、抽出できずに残滓として捨てられる部分に20～30%の硝石成分が残留していたが、シャンクス法の場合、残留比率はわずか5～6%の水準にまで低下し、より一層低品位な鉱石の精製も採算に乗るようになった。

シャンクス法が導入されたのは、サン・アントニオ工場が最初の事例であり、正確な期日ははっきりとは分からないが、だいたい1876年頃に生産設備の刷新が行われたという。その後、1878年になると、アグア・サンタ工場にも同様の新技术が導入され、一連の設備投資によって生産能力は50%ほど拡大、コストも同程度だけ削減することができた⁽⁷⁸⁾。

以上のようなカンパベル社の技術革新を、硝石産業の歴史的文脈の中で位置づけるならば、これは次の3点において非常に重要な意味を有していたといえる。

すなわち、まず第1に、この新技术によって、第5期以降（=1880年代以降）の企業間競争の形態が一変してしまったことである。次稿以後でも触れるが、シャンクス法の確立によって、以後、精製設備が一挙に大型化し、これにより第5期以後の寡占化傾向が決定的なものになっていった。また第2に、1とも重なるが、シャンクス法が後期局面のデ・ファクト・スタンダードな精製技術として定着し、以後、1920年代になるまで、この発明を凌駕するようなものが現れなかったという点である。つまり、マイナーチェンジはあったものの、この時に確立されたシャンクス法の技術こそが、後期局面の硝石ブームを支えた技術的な実体であり続けたのである。また第3に、本稿の問題関心に引きつけていえば、シャンクス法がチリ人ではなく、外国人によって考案されたという点も見逃せない。つまり、第4期になると、チリ人が技術革新の担い手であるような時代は過ぎ去り、ヨーロッパ系企業の優位というミクロの特性が定着していく過程で、技術革新の主役もまたヨーロッパ人へとシフトしていったことを意味しているのである。この点において、シャンクス法の発明は、チリ系企業の衰退化を技術面で象徴する出来事だったとあってよい。

国有化政策とチリ系企業

ところで、チリ系企業とヨーロッパ系企業との明暗を分けたのは、以上のような、資金力や技術力などの要因だけではなかった。1873～74年期の不況に苦しんでいたチリ系企業にとっては、ペルー政府の国有化政策が、さらなるカウンターパンチとして、その企業発展を制約したことも指摘しておかねばならない。

というのも、当時のペルーには、チリの資本・労働力のタラパカ進出を快く思わない根強い反チリ感情が存在し、ペルー政府部内にも、硝石開発に関する1828年以來のレッセフェール政策が、隣国チリを不当に利してしまったという反省があったので、収用政策の実際の運用に当たっては、外資系企業の選択的排除（＝チリ系企業の排除）という「歪な民族主義」が暗黙裡に盛り込まれていたからである⁽⁷⁹⁾。

この点が最も露骨に現れたのは、生産請負契約の締結や収用査定においてであり、ヨーロッパ系やペルー系企業に対してさまざまな便宜や譲歩が図られる一方、チリ系企業には冷淡な対応が目立った。

例えば、すでに上で確認したように、ギブス商会やギルデマイスター社などには、170万キントルという破格の生産請負契約が認められ、収用補償額も資産価値をかなり上回る有利な査定が認められたが、チリ系企業に対しては、生産請負契約が認められることは少なく、収用査定もしばしば不満の残る額であることが多かったのである。

もっとも、いく人かのチリ人は、それでも、ペルー政府への食い込みに成功し、生産請負契約の締結に成功してはいる。例えば、チリ系企業ピサグア硝石会社とサクラメント硝石会社の「メインバンク」であったA・エドワーズは、これら株式企業が破綻した際にその所有権を獲得、これをペルー政府に売却する際、同時に生産請負契約の締結に成功しているし、サン・カルロス会社の発起人の一人であったF・スベルカッツも、会社が破産した際にその所有権を買い取り、1878年2月には、ペルー政府に売却する際、生産請負契約の締結に成功している⁽⁸⁰⁾。

しかし、チリ系企業で生産請負契約を結びえたのは、彼らが関係していたこの2例のみで、生産請負契約を締結したヨーロッパ系が5例、ペルー系は

図表—10 ペルー政府による硝石輸出税率の推移

1873年10月以前	0.04ソル
1873年10月～1875年6月	0.15ソル
1875年6月～1876年1月	0.3ソル
1876年1月～1876年6月	0.6ソル
1876年7月～1879年12月	1.25ソル

出所) Meeropol [1974] p.116.

注) 硝石輸出1キントルあたりの税率。

35例にも上っていたのとは対照的であった。また、ペルー政府が認めた生産請負契約を、契約件数ではなく、請負生産量で見ると、ヨーロッパ系とペルー系の占める比重がそれぞれ全体の52%、41%であったのとは対照的に、上記2つのチリ系の生産請負量はわずか7%にしか相当しておらず、チリ系企業がペルー政府からいかに冷淡な扱いを受けたかがよりいっそう鮮やかに浮かび上がる⁽⁸¹⁾。

もっとも、チリ系企業には、取用に応じず、自由生産者にとどまって生産を継続するという選択もあり得たが、この道もまた、ペルー政府による輸出税政策によって困難を極めた。図表—10は、1870年代前半にペルー政府の硝石に対する輸出税率がどのように推移したかをまとめたものである。ここから看取できるように、ペルー政府の輸出税率は、1873年からのわずか3年の間に、名目税率でみて、一挙に31倍もの引き上げが行われており(0.04ソル→1.25ソル)、硝石不況下のチリ系企業には、この側面からも強い衰退化圧力が加わっていたのである。とりわけ、取用政策がすでに開始されていた1876年7月に、取用のピッチを上げるため、自由生産者への輸出税率が75年の1キントル当たり0.6ソルから1.25ソルへと、一挙に2倍以上も引き上げられたことが、決定的な打撃となった。

もちろん、この税率は、チリ系企業のみをターゲットにしたものではないものの、前述したキャンプベル社のように、新しい技術革新の導入によって生産コストの大幅削減をなしえた企業ならまだしも、資本力や技術力の点で劣るチリ系企業が、かかる高率の輸出税を負担しながら国有硝石企業と競合するのは、事実上、不可能に近い選択となっていたのである。

図表—11 第3期に設立されたチリ系硝石企業9社の軌跡

オフィシーナ名	1870-73年頃の所有者	1874-76年頃の取用以前期の所有者(チリ系企業の経営状況)	ペルー政府への売却契約の締結期日(硝石証券の受領者)	1879年時の請負生産者(稼働状況)
サクラメント	①サクラメント硝石会社	同左(硝石不況は乗り切ったが、後に会社組織清算。期日不明)	78年3月16日(n.a.)	チリ系・E・デラノとL・モンテロー(稼働中)
ソルフェリーノ	②ソルフェリーノ硝石会社	同左(1875年9月頃倒産)→F・マサルド(伊)	77年7月12日(イギリス系ロンドン銀行、F・マサルド等の外資)	伊系・F・マサルド(稼働中)
サンタ・カタリーナ	③アメリカ硝石会社	同左(1875年9月頃倒産)	76年3月7日(同左)	独系・O・ハルネッケル(稼働中)
ドロレス*	アメリカ硝石会社		77年9月24日(同左)	閉鎖
バクチャ*	アメリカ硝石会社		76年3月3日(同左)	閉鎖
サン・カルロス	E・マルケサド(ペルー系)	④サン・カルロス硝石会社(1875年以降会社組織清算)	78年2月15日(n.a.イギリス系ロンドン銀行)	独系・フォルシュエマールティン社(稼働中)
ボルベニール	ラフエンテ=ネヒュー社(ペルー系?)	⑤ピサグア硝石会社(1874年5月頃倒産)	78年3月16日(チリ人J・O・デラノ)	英系・G・スピーディー=J・ブルッキングス社(稼働中)
ヌエバ・カロリーナ	⑥ヌエバ・カロリーナ硝石会社	同左(詳細不明)	n.a.(n.a.)	閉鎖
ネグレイロス	⑦ネグレイロス硝石会社	同左(詳細不明)	77年1月27日(ラライン、エルナンデス、ベルナル、セルディオら4名のチリ人とペルー人)	工場解体
カリフォルニア	⑧カリフォルニア硝石会社	同左(1875年9月頃倒産)	76年3月7日(チリ人?のセルディオ兄弟とイギリス系のロンドン銀行)	閉鎖
コンセプション	イギリス系?ヒュージ=キャブロン社	⑧カリフォルニア硝石会社	78年2月16日(チリ人?セルディオ兄弟)	閉鎖
バルパライソ	⑨バルパライソ硝石会社	同左(1875年9月頃倒産)	76年3月4日(同左)	閉鎖

出所) 総計165にも及ぶオフィシーナの所有構造の変遷(1870~87年)を丹念に整理した Bravo [1990] の巻末付録表1(pp.1-72)から、チリ系9社にかかわる部分を拾い上げて整理したもの。

注) *印のオフィシーナはパラダス式工場、それ以外は全てマキナ式工場。企業名についている丸数字の通し番号は、図表—2との関連を分かりやすくするために筆者が付した。

第4期のチリ系企業の衰退状況

以上のような状況下で、チリ系企業がどの程度衰退したのかを、第3期に設立されたチリ系硝石株式企業に焦点を当てて考察してみよう。

図表—11は、第3期に設立されたチリ系企業9社12工場が第4期にどのような変容を被ったかを整理したものである。この図表を、同じ時期のヨーロッパ系企業の軌跡を整理した図表—12と比較してみると、両者の間に存在した大きな相違点が浮かび上がろう。

図表-12 ヨーロッパ系硝石企業の軌跡

オフィシーナ名	1870-73年頃の所有者 (括弧内は国籍)	1874-76年頃(取用 以前期)の所有者	ペルー政府への売却期 日(硝石証券の受領 者=取用時の所有者)	1879年時の請負生産者 (稼働状況・工場の状 態)
カロリーナ	タラバカ社=ギブス商 会(英)	同左	76年5月27日(同左)	同左=英系・ギブス商 会(閉鎖・不良)
リメーニャ	タラバカ社=ギブス商 会(英)	同左	76年5月27日(同左)	同左=ギブス商会(稼 働中・良好)
アルヘンティーナ	ギルデマイスター社 (独)	同左	76年6月7日(同左・約 束証書)	同左(閉鎖)
ハンサ	ギルデマイスター社 (独)	同左	76年6月7日(同左・約 束証書)	同左(閉鎖・不良)
サン・ペドロ	ギルデマイスター社 (独)	同左	76年6月7日(同左・約 束証書)	同左(稼働中)
サン・ファン	n.a.	ギルデマイスター社 (独)	76年6月7日(同左・約 束証書)	同左(稼働中)
サン・アントニオ	ヘインズワース商会(英)	カンパベル社(英)	77年12月17日(同左)	同左(稼働中)
アグア・サンタ	カンパベル社(英)	同左	77年12月17日(同左)	同左(稼働中)
エスメラルダ	クラーク=エック社 (英)	同左	76年3月4日(英系?・ E・ポール・硝石証券及 び譲渡不能硝石証券)	英系・クラーク・エック 社(稼働中)
バポーソ	フォルシュ=マルティン社(独)	同左	76年3月11日(同左)	同左(稼働中)
アンヘラ	T・ジョージソン(英?)	同左	78年5月9日(ペルー系・ロ ワイサ=バスカル社)	ペルー系・ロワイサ= バスカル社(稼働中)
ヘアルネス	F・Layous(仏)	同左	76年4月29日(同左)	独系・O・ハルネッケル (不明)
カラカラ	J・C・ヒリガー(英)	E・C・イダルゴ(ペルー)	売却契約不成立	同左(稼働中)
サンタ・アナ	n.a.	ブフルッケル社(独)	76年11月9日(仏・F・ Dibos)	閉鎖
パルマ	M・アルモンテ(ペル ー)	ペルー硝石会社(英)	77年1月8日(英・ギブ ス商会)	閉鎖
サンタ・ラウラ	G・ウェンデル(英)	同左	n.a.(独?・R・ルードルフ)	閉鎖

出所) 図表-11と同じ。

注) パルマ工場は、後に近代工場へと再建され(1934年)、1960年まで操業を続けた。現在、廃墟となった工場が「ハンバーストン工場」としてイキケ近郊の観光スポットとなっていることは有名。この廃墟は、現在、世界遺産への登録を検討中であるという(98年年末時点)。

まず第1に、両図表において、ペルー政府に対するオフィシーナの売却時に、誰が硝石証券を受領したかを確認してみると、ヨーロッパ系企業の場合、その多くが、オフィシーナの元々の所有者自身が受領者となっているのに対し、チリ系の場合、そのような事例は、アメリカ硝石会社の3オフィシーナと、バルパライソ硝石会社の1オフィシーナだけで、あとは全て第3者による受領であったことが分かる。

また第2に、誰が生産請負契約を締結したかを比べてみても、ヨーロッパ系企業の多くが、元の所有者による継続的な生産が多かったのに対し、チリ系の場合、そのような事例は皆無であり、1879年時点で操業が続いていたオフィシーナはわずか5工場にすぎず、他の工場は全て収用とともに閉鎖されたか、あるいは、すでに硝石不況の過程で生産を停止していたことが読みとれる。

第1点目が示唆しているのは、要するに、収用以前の硝石不況の時期に、オフィシーナの所有構造が激しく変化したという事実であり、実際、すぐ下のケーススタディーでも確認するように、第4期のこれら9企業の大半が、硝石不況の時期に会社組織を清算し、オフィシーナの持ち手が他の企業ないし個人に変更するというドラスティックな変容を被ったのである。

また、2点目の特徴は、チリ系企業家が生産請負契約を獲得するのが困難であったことを裏付けるものであるが、所有構造の変化にもかかわらず、硝石不況や収用政策を乗り越えて生産を継続できた5つのオフィシーナにしても、チリ人による請負生産が実現していたのは、旧サクラメント社（チリ人E・デラノはA・エドワーズのタラパカにおける代理人）と旧サン・カルロス社（フォルシュ＝マルティン社の生産請負契約は、スベルカツソがアレンジしたもの）の前述した2例にとどまったので、この点からいっても、タラパカにおけるチリ系企業の衰退化は決定的なものになったといってもよい。

〈事例〉 サクラメント硝石会社

サクラメント社は、1873～74年の不況期を最もうまく乗り切ったチリ系企業であり、この時期に生産中止には追い込まれていない。しかし、その期日や理由などの詳細はよく分からないが、同社はその後株式組織を清算、この際、A・エドワーズが同社の資産を購入している。A・エドワーズは、後にこれをペルー政府に売却し、1878年3月23日、サクラメント工場において40万キントルの生産請負契約を獲得した⁽⁸²⁾。

〈事例〉 ソルフェリーノ硝石会社

同社は、1875年9月頃に倒産している。倒産の詳しい理由は分からないが、

やはり金融面での制約が大きな原因だったといわれる。同社に対する銀行支配は顕著で、メインバンクであった「ロンドン・メキシコ・南米銀行」から、委託販売を同行に一本化することや、利潤を折半して融資の支払いに当てることなどが要求され、同社はこれを受け入れざるをえなかった。同社のオフィシーナは、その後、前述したイタリア人のF・マサルドが引き継ぐが、彼もロンドン・メキシコ・南米銀行に対し多額の負債を負ったため、ペルー政府に工場を60万ソルで売却した際には(1877年7月)、約54万ソル分の硝石証券がロンドン・メキシコ・南米銀行の取り分となった⁽⁸³⁾。また、ソルフェリーノ工場のペルー政府との交渉はやや特異で、1877年7月12日に売却契約が結ばれた後、いったんは工場の操業を停止していたが、再度1878年になって生産が再開され、同年11月1日に30万キントルの割り当てが認められている⁽⁸⁴⁾。

〈事例〉 アメリカ硝石会社

オブライエンは、同社の場合、金融制約に加え、財務・経営管理の面でルーズな点があったことを指摘している。同社は、仏系のシャンブル＝ガトー商会からの融資で経営危機の打開を図るが、この際、融資履行の条件として、経営効率の改善のために同商会が経営者人事に介入できるという契約が盛り込まれたという。しかし、結局、同社は、自らの振り出した手形を決済できず、従業員の賃金さえ支払えない状況に陥ったため、同商会に全資産を身売りする計画を立てるが成功せず、1875年9月頃に倒産している。

同社の所有していたパラダス式工場ドローレスの生産データはないが、サンタ・カタリーナでの生産は、ドイツ系の請負生産者によって継続された。図表-11にあるように、サンタ・カタリーナの硝石証券の受領者は同社なので、おそらく、同社は、ペルー政府の売却によって手に入れた硝石証券を市場で売却し、その資金で、会社債務の清算を図ったのではないかと思われる⁽⁸⁵⁾。

〈事例〉 サン・カルロス硝石会社

国有化政策の実施のためにペルー政府が1875年に実施した調査によれば、

同社のオフィシーナは、「良好な経営状況」とコメントされている。しかし、正確な期日は分からないが、同社はその後、会社組織を清算、この際、サン・カルロス硝石会社の創設者であったF・スベルカツソが同社の資産を購入、後にこれをペルー政府に売却している（1878年2月）。すでに述べたように、スベルカツソはパルド政権との個人的な折衝には失敗するが、プラド政権と密接な関係を築くことで生産請負契約に成功している。しかし、彼は、硝石企業を経営する難しさを知っていたので、オフィシーナの経営を、外資系のフォルシュ＝マルティン社に委託したという⁽⁸⁶⁾。

〈事例〉 ピサグア硝石会社

前述したように、設立当初のピサグア社の経営は好調で、1872年にはかなりの高配当を実現していたが、硝石不況の到来とともに、1874年1月、負債の支払いに躓き、その4ヶ月後には会社組織を清算している。倒産の直前に、同社の株式はサンチャゴで競売にかけられ、正確な期日は分からないが、1874～78年頃に、同社の資産は一度、A・エドワーズの手に渡り、その後、ペルー政府に収用された際には、チリ人のJ・O・デラノ（E・デラノとは別人）が硝石証券の全てを受け取っている。同社のポルベニール工場は、少なくとも1878年頃からはイギリス系のスピーディー＝ブルッキングス社（Speedie, G. and Brookings, James & Company）によって操業が行われ、1881年には、後述する硝石王ノースの所有工場となった⁽⁸⁷⁾。

〈事例〉 ヌエバ・カロリーナ硝石会社

同社は、73年からの不況の直撃を受け、これ以降、生産活動を停止していたと見られる。というのは、この時期に、同社による生産が継続されたとする記録が見あたらないからである。1870年代半ばの硝石オフィシーナの調査によれば、この企業の工場の状態は「劣悪」という評価であり、1879年以後も状態も同様であったという。同社の株式は1874年には、70%もディスカウントされて取引されていたことが確認されているが、詳細はよく分からない⁽⁸⁸⁾。

〈事例〉 ネグレイロス硝石会社

前述したように、同社の最大株主は元はペルー人であったが、後に、チリ人の持ち株比率が過半数を超え、経営権はチリ人の手に移った。1877年1月に、硝石証券の95%はチリ人株主の手に渡っているが、同社は株主間での訴訟が続き、経営は不安定で、近代的な操業が行われなかったらしい⁽⁸⁹⁾。

〈事例〉 カリフォルニア硝石会社

硝石不況の過程で、カリフォルニア社は、タラパカ硝石会社から港湾施設を借り受けることでコスト削減に努めようとしたが、銀行金利が高く、株主が追加的な資本注入を拒否したために、この計画は頓挫した。アメリカ社と同様、同社も、アビリタドーレスである仏系のシャンブル＝ガトー商会に全資産を売却する計画を立てるが成功しなかった。ブラーボによると、同社のカリフォルニア工場は結局建設されずじまいで、コンセプト工場も生産設備に致命的な欠点があったという。はっきりとした期日は分からないが、同社の資産は、結局、チリ人商人と思われるセルディオ兄弟にわたっている⁽⁹⁰⁾。

〈事例〉 バルパライソ硝石会社

同社は、1875年9月に会社の清算を決定している。その際、清算の理由としてあげられていたのは、会社の負っていた負債、一般的な資金繰りの行き詰まり、ペルー政府による輸出税の賦課、硝石不況などであった。ペルー政府が提示した20万ソルという補償額は資産の実勢評価額以下の低いものではあったが、債権者を満足させるため、経営陣は会社の売却に同意したという⁽⁹¹⁾。

伝統的なチリ系硝石生産者

他方、図表—13は、第4期における伝統的なチリ系硝石企業家の状況を整理したものである。

図表からは、伝統的なチリ系企業のオフィシーナがほとんどが閉鎖の憂き目にあっていることや、収用の際には全て第3者が硝石証券の受領者となっ

図表-13 その他のチリ系硝石企業・企業家の状況

オフィシナー名	1870-73年頃の所有者	1874-76年頃の所有者 (収用以前)	ペルー政府への売却期日 (硝石証券の受領者)	1879年時の請負生産者 (稼働状況)
チーナ	D・フィゲロア	同左あるいはD・オリバ	77年1月4日 (ドイツ系ギルデマイスター社)	閉鎖
サラール・デ・ノリア	E・エルナンデス (チリ人?)	D・オリバ	n.a. (ペルー系ウガルテ=セバージョス社)	ペルー系ウガルテ=セバージョス社 (稼働中)
ビクトリア	ソルコ社	同左	n.a. (チリ人? D・ブルーセ他 n.a.)	閉鎖
リンコン*	n.a.	ソルコ社	77年5月2日 (ペルー系バンコ・ナシオナル・デ・ペルー)	閉鎖
サン・フェルナンド*	n.a.	J・カネロ	売却せず	チリ系 J・カネロ (稼働中)
サンタ・ラウラ	バラリエスコ社	同左	n.a. (ドイツ人? R. ルードルフ)	閉鎖

出所) 図表-11と同じ。

注) *印のオフィシナーはパラダス式, それ以外はマキナ式工場。国籍の指摘がない企業, 個人はすべてチリ系を意味する。

ていることなどが看取でき, 非株式形態のこれら伝統的な生産者にしても, 第4期の硝石不況や収用政策を前に, 工場売却を余儀なくされ, タラパカから撤退している様子がうかがわれる。前稿でふれた第3期の硝石企業家 D・オリバが, 長い間築きあげてきた硝石事業から撤退するのも, この頃のことである。

〈事例〉 D・オリバ

詳しい事情は分からないが, オリバが所有していたチーナ工場は, 1876年頃に経営に行き詰まったという。売却契約は1877年1月に締結されているが, ドイツ系のギルデマイスター社がチーナ工場の硝石証券の受領者となっているので, おそらく, これ以前に, 工場は第3者へと売却されたのであろう。他方, オリバは, E・エルナンデスから, サラール・デ・ノリアというオフィシナーを購入しているが, これも, 収用時には, ペルー系企業が硝石証券を受領しており, ペルー人による生産請負契約の下で1881年まで操業が行われたことが分かっている。また, 同工場は, ペルー政府による選択的な外資排除 (=チリ系資本の排除) の影響を被った具体例でもあった。

というのも, ペルーの国有化法に関連して, 実は, 未開発ないしは生産の

放棄された全ての硝石埋蔵地とオフィシーナは無条件に国有資産であることを明記する政令 (decreto) が1876年7月13日に成立し、以後政府は、この規定を盾におよそ1万エスターカス (=ペルー尺度) の敷地をもつ約66のパラダス式工場を国有資産に編入したのであるが、オリバのサラール・デ・ノリア工場も、1877年、「生産放棄工場 en despueblo」という認定を受け、無補償で収用されてしまったからである。しかし、サラール工場の場合は操業を継続している現役工場であったので、この認定は明らかに不当であった。オリバは、最終的には、ペルー政府に対し訴訟を起こすことでオフィシーナの所有権の回復には成功するが、同地での将来性を見限ったためか、すぐに同工場を第3者に売り払い、タラパカを去って、後述するチリ領アタカマの処女地タルタルでの硝石開発に夢を託すようになる⁽⁹²⁾。

〈事例〉 その他のチリ系非株式企業

ソルコ社が所有していたビクトリア工場とバラ＝リエスコ社が所有していたサンタ・ラウラ工場は、1876年頃閉鎖され、これらの工場は2度と再開されなかったが、その理由が、73～74年期の硝石不況によるものなのか、硝石資源の枯渇によるものなのかはよく分からない。また、J・カネロ (Jenaro Canelo) は、チリによるタラパカ占領後も同地にとどまった唯一のチリ人生産者であったが、戦乱によってカネロの事業は大打撃を受けたという⁽⁹³⁾。

結語

以上、確認してきたように、タラパカのチリ系企業は、この時期に大きく衰退化を遂げた。

しかし、実際には、この段階をもってして、チリ資本の敗北という最終的な結論を引き出すわけにはいかない特殊な事情があった。なぜなら、タラパカにおいては、ほぼヨーロッパ資本の優位が決定づけられはしたものの、実は、この時期、タラパカよりもさらに南方のボリビア領アントファガスタでは、タラパカの硝石産業を脅かすチリ系巨大硝石企業のめざましい発展があったからである。また、さらにその南方のチリ領タルタル、アグアス・ブラ

ンカスでも、より小規模なものではあったとはいえ、チリ人自身による硝石産業の開発が勃興しつつあった。

第5期の分析に移る前に、次稿では、アントファガスタ地域のチリ系企業の動向に焦点を当てて、その企業経営の実態に迫ってみよう。

(本稿は、平成10年度国外研修の成果の一部である)

謝 辞

本稿の執筆は、1998年8月から1999年7月にかけて、チリのサンチャゴにあるチリ・カトリック大学歴史研究所で行った研究によって可能になったものである。研究の機会を与えて下さったレネ・ミジャーール教授には、学問上の助言その他親しみ深い援助を与えてくれたことに深く感謝いたします。いうまでもなく、本稿に含まれるであろう誤りは全て筆者の責任である。

PALABRAS DE AGRADECIMIENTO

El presente trabajo fue posible gracias a mi estadía en el Instituto Historia de la Universidad Católica de Chile que está ubicada en Santiago de Chile, desde agosto 1998 hasta julio de 1999. Debo agradecer al profesor René Millar Carvacho. El me permitió mi estadía en el instituto y me dio muchas sugerencias académicas y apoyos amistosos. Es indiscutible que los errores que yo hubiera cometido en este trabajo son mis culpas. Este artículo formará parte de mi futuro libro "Desarrollo económico y decadencia: el caso de Chile 1830-1914" (título provisorio).

注

- (1) 本稿が最も多く依拠した参考文献は、O'Brien [1982], Bravo [1990], Bermúdez [1963], Hernández [1930], Pinto [1991], Semper y Michels [1908] である。なかでも、O'Brien [1982] の議論は非常に有益で、本稿の基本的な論点は彼の文献によるところが多い。
- (2) Bravo [1990] p.36.
- (3) O'Brien [1982] p.9, Bermúdez [1963] pp.247-248, 313, Encina [1970] p.396.
- (4) この時期の硝石鉄道については、Brown [1958] pp.465-466, Bermúdez [1963] pp.250-251, Bermúdez [1987] p.24, O'Brien [1982] p.34, Pinto [1991] pp.46, 174, Blakemore [1974] p.47などを参照。
- (5) 以上の数字は、Pinto [1991] p.173. 原著の数字はメートル・キンタル (metric quintal) 表示であるが、ここではスペインキンタルに直してある。換算は、メートル・キンタル=100キロ、スペイン・キンタル \approx 46キロとして算出した。すなわち、メートル・キンタル \approx 2.17スペイン・キンタルである。なお、他の箇所でも触れたが、本稿でキンタルというのは、特に断りがない限り、全てスペイン・キンタルのことである。
- (6) ダーウィン [1960] p.282.
- (7) O'Brien [1982] p.9, Pinto [1991] pp.50-52, 186.
- (8) Bermúdez [1963] p.367, Meeropol [1974] p.109, O'Brien [1982] p.8.
- (9) Pinto [1991] pp.174-175, Bermúdez [1963] pp.367.
- (10) 第3期におけるペルー系企業の動向については、Bravo [1990] pp.40-47 や O'Brien [1982] p.14, Bermúdez [1963] pp.259-264 などを見よ。第3期のペルー系企業の動向で特徴的なのは、パラダス式オフィシーナを所有していた伝統的なペルー人生産者の多くが、この時期にオフィシーナ (=工場と硝石採掘用地) を売却して事業から撤退する一方、リマの資本市場で設立された別のペルー系硝石株式企業が新たに事業に参入し、ペルー系企業の顔ぶれに新旧の入れ替えがあったことである。1870~72年間にリマの資本市場では6つの株式硝石企業が立ち上げられ、これら企業の資本金は全部で362万ソルに達し、この資本額は後述する新しいチリ系株式企業のそれと大体同じであった。ペルー系の新規参入企業の特徴は、①6企業の内でも特に、バレネチェア (Barrenechea) 社とエスペランサ (Esperanza) 社の規模がずば抜けて大きく、この2社だけで、投資額の62%を占めていたことや、②どの企業もリマの銀行と特定の深い結びつきを有し、企業間で取締役を兼任する事例が目立ったことなどである。これらペルー系株式企業が、第4期の硝石不況の時期にどのような経緯を辿ったかは、例えば、Bravo [1990] pp.86-90 を参照。
- (11) Bravo [1990] p.83.
- (12) つまり、ブラーボが指摘しているように、バルパライソの資本市場は、チリの遊休資本を社会的に動員しただけではなく、外国資本にとっての「参入窓口 regional

- financial hub] でもあったのである。Bravo [1990] pp.47-49.
- (13) O'Brien [1982] p.10, Escobar [1959] pp.47-48.
- (14) O'Brien [1982] p.14.
- (15) Bravo [1990] pp.47-49.
- (16) Bermúdez [1963] pp.255, Bravo [1990] p.83, 49, O'Brien [1982] p.99, Mayo [1987] p.170
- (17) Bermúdez [1963] p.261, O'Brien [1982] p.99, Bravo [1990] p.49, Mayo [1987] p.169,
- (18) Bravo [1990] p.50, Mayo [1987] p.170.
- (19) Bravo [1990] p.49, O'Brien [1982] pp.10-11, 99.
- (20) Bravo [1990] pp.50, 84, O'Brien [1982] pp.14, 98-99. ただし、サンチャゴ工場の名は、Bavo [1990] の巻末付録のデータにはない。
- (21) Bravo [1990] p.49, Mayo [1987] p.170.
- (22) Bermúdez [1963] pp.260-261, Bravo [1990] p.49, O'Brien [1982] p.99.
- (23) O'Brien [1982] p.99, Mayo [1987] p.170.
- (24) O'Brien [1982] pp.10, 99.
- (25) O'Brien [1982] p.13, Bermadez [1963] p.259, Hernández [1930] p.75, Ramírez [1969] p.17.
- (26) O'Brien [1982] p.11.
- (27) 例えば、数字は若干古いですが、1850年頃のバルパライソにおける大手貿易商の7割は外商であった。Bauer [1975] p.87.
- (28) O'Brien [1982] pp.11, 13.
- (29) O'Brien [1982] pp.15-16, Bermúdez [1963] pp.265-266, Bravo [1990] p.51, 岡本 [1998] p.151. 他方、ラ・カロリーナ工場の方は、この時期、埋蔵硝石が枯渇しつつあったという。また、リメーニャ工場の生産能力がいったいいくらだったかについては諸説がある。すなわち、①1875年に実施されたペルー政府の調査では90万キントル、②本稿では利用できなかったが当該期の硝石産業の実態を詳述した Billinghamst, G.E., *Los capitales salitreros de Tarapacá*, 1889 の叙述では最大でも51万キントルの水準であったと見ている。Bravo [1990] p.51. ここでは、O'Brien [1982] p.16 の80万キントルという数字を引用してみた。
- (30) すなわち、①チンキライ、②リンコン、③サピガ、④セバストポル、⑤サン・アントニオ、⑥サラール・デ・カルメン、⑦サクラメント、⑧パン・デ・アスーカル、⑨エル・ソロナルである。これらの硝石採掘地の合計面積は、1308.5 エスターカであった。また、セバストポルを除き、これらは全て購入時にはパラダス式の零細オフィシーナであった。Bermúdez [1963] p.265.
- (31) Bermúdez [1963] p.272, O'Brien [1982] p.16, Bravo [1990] pp.52-53.

- (32) Bermúdez [1963] pp.266-268, O'Brien [1982] p.16, Hernández [1930] p.74,
- (33) O'Brien [1982] pp.16-17. Mayo [1987] p.171.
- (34) O'Brien [1982] p.14.
- (35) O'Brien [1982] p.17, Soto [1998] p.56.
- (36) O'Brien [1982] p.18, Bravo [1990] p.92.
- (37) O'Brien [1982] pp.19-20, Bravo [1990] p.92.
- (38) Bravo [1990] pp.81-82.
- (39) ペルーの硝石政策に関しては、Bravo [1990]が詳細な分析を行っており、非常に有益である。
- (40) 委託販売の特権を与えられた商人はもともとはペルー系商人であった。しかし、その後のペルーにとって問題だったのは、ペルー政府が将来の不確実なグアノ収入を見越して委託商人から借金を重ねていったことであった。この負債は当然、グアノ収入の中から支払われるが、他方で、ペルーの外債支払いもグアノ収入がその支払い原資となったため、しばしば、委託販売を行うペルー系商人の利害とイギリスにおけるペルー公債所有者の利害が同一の硝石収入をめぐる対立した。この対立は、1849年以後、イギリス系外商であるギブス商会が委託販売特権が付与されることで解決されたが、1862年にはペルー内部の民族主義派(nacionales)の巻き返しがあり、ギブス商会からその特権が奪い取られる。この民族派のリーダーが、M・パルドだったのである。Bravo [1990] p.26.
- (41) 1840年末から(バルタ政権の誕生直前の)1867年末までに、ペルーは700万トンのグアノを採掘し、2億1800万ソル以上の収入を得ていた。Bermúdez [1963] p.318.
- (42) Bermúdez [1963] pp.312-313.
- (43) Bravo [1990] pp.32, 71, Bermúdez [1963] pp.312, 313-316.
- (44) ペルーは、1854年に大がかりな財政改革を行い、この時に内国税を実質的に廃止したが、後にグアノ経済が危機に瀕した際も、ペルーに所得税の導入という選択肢はなかった。Bravo [1990] pp.27, 29, 65-66, 77. 1869年のペルーの対外債務は860万ポンドもの水準に達し、この数字は、1872年になるとさらに3千500万ポンドもの水準に膨れ上がった。O'Brien [1982] p.20.
- (45) Bravo [1990] pp.71-73, 76-77, 182, 208。「パルド・ドクトリン」といわれるのは、パルドが1872年9月の大統領教書(mensaje)において、大統領としては初めてこの考えに支持を表明したためである。ただ、この議論が最初に現れたのは、1871年10月に開かれた前バルタ政権下での特別委員会だという。ブラーボによれば、パルド・ドクトリンは、①これら2財の価格弾力性の検討や両財が本当に代替財なのかどうかという実証的な検討がないまま仮説だけが一人歩きしたこと、②グアノ輸出の減少がヨーロッパにおける化学肥料の増産やグアノ資源の枯渇によって引き起こされていた点が無視されていたこと、③またさらにもっと重要な点は、後述するアントファガスタでの硝

石生産の可能性を軽視し、ペルーだけが硝石資源を独占しているという誤った前提を有していた点などに問題があった。

- (46) エスタンコについては、O'Brien [1982] p.21, Bermúdez [1963] pp.320-321, 323-324, Bravo [1990] pp.74, 78-79, 81 を参照。
- (47) エスタンコは結局実現しなかったが、もし実施されていたとしても、これが成功していたかどうかはかなり疑わしかった。例えば、450万キントルという買い上げ上限一つをとってみても、この数字は明確な輸出見通しに基づく数値設定ではなく、単なる政治的な妥協の産物であり、1872年の輸出水準よりも多く、生産削減というエスタンコの目的は尻抜けになりがちであった。また、かなり余裕を持たせたこの上限設定にもかかわらず、この量では、現在計画中や建設中のオフィシーナまでを含めた全ての生産量を買上げるには不足していたため、どの工場からどれだけの買い上げを行うのかという生産割当の問題を解決しなければならなかったが、御多分に洩れず、この問題は、市場競争に代えて、有利な割当配分を目的としたレント・シーキング活動をもたらし、社会的資源の浪費と政治腐敗が生み出されることになったのである。この点で有名なのは、この時期にまだ生産を始めていなかったペルー系大手株式会社2社(バレネーチェア社とエスペランサ社)によるロビー活動であり、もともと、当初の案では、1872年に輸出を行っていた生産者だけに割り当てを認め、計画中ないしは建設中のオフィシーナには割り当てを認めないという構想であったが、リマの銀行資本と密接な結びつきを有していたこれら2社は政治的に巻き返し、結局、タラパカに投資をしている全企業に対して割り当てを認めさせることに成功、割当量は1872年の輸出実績ではなく、生産能力によって決定することが、最終的な法律に盛り込まれたのである。Bravo [1990] pp.79-80.
- (48) Bravo [1990] pp.68, 105, 109.
- (49) 収用法案としては、チナロ法案と同時に、2つの別法案が提出されており、合計3つの法案が、鎬を削っていた。このあたりについては、Bravo [1990] pp.123-129 を参照せよ。
- (50) 収用法の成立過程については、Bravo [1990] pp.145-152 を見よ。
- (51) 収用政策を実際に遂行したのは、政府ではなく、ペルーの民族系4銀行のシンジケート、いわゆる「銀行団 Asociación de Bancos」であった。銀行団は、政府に対して1800万ソルを貸し上げる代わりに、タラパカのオフィシーナの買収、管理、輸出業務が全面的に任せられることになった。Bravo [1990] p.155, Bermúdez [1963] p.332.
- (52) もっとも現金補償が全く行われなかったというわけではなく、パラダス式工場や未開発の硝石埋蔵地を所有する小規模事業者には、1万ソル(≒2万ポンド)を上限として現金補償が行われ、残額を正規の硝石証券で補償する方式がとられた。これは、資本力の乏しいペルー系中小生産者の優遇することが目的だったという。Bravo [1990] p.159.

- (53) 国有化法案に関する以上の叙述は、Bermúdez [1963] pp.331-332, Vitale [1993] p.187, O'Brien [1982] pp.27-28, Bravo [1990] pp.109, 119, 127, 151, 158-159 を参照。1875年5月28日の国有化法を、条文に即して紹介すると、当該法には以下のような条項が盛り込まれていた。第1条……硝石の国家専売を規定した1873年1月18日と4月23日の法令を廃止すること。第2条……硝石埋蔵地の払い下げ (*adjudicación*) を禁止すること。第3条……タラパカ地方の硝石採掘用地と精製工場を取得するための権限を行政府に与え、そのために必要な法的措置を認めること。また、硝石の加工と販売に関する協定を締結する権限をも同じように付与すること。第4条……収用する物件を担保にして、700万ポンドを越えない範囲で新規対外借入れを行う権限を行政府に付与する。うち、400万ポンドまでを硝石の収用資金として用い、300万ポンドまでを政府が契約した鉄道建設費用やその他の国費に用いること。第5条……行政府が上記規程を実現させるまでの間、1 キンタル当たり0.15ソルから0.6ソルの範囲で硝石に課税すること、などである。Bermúdez [1963] p.331.
- (54) 本稿では、*certificados salitreros* を「硝石証券」と訳しているが、このスペイン語を厳密に訳せば「硝石資産証書」とでも訳した方が正確かも知れない。しかし、その本質的な機能に着目すれば、これは、明治維新の際の「秩禄公債」などと同様、政府の公的な債務証書なので、「公債 *bonos*」と呼称する方が実態に近いのであるが、ここでは、主として「硝石証券」というやや曖昧な表現を用い、文脈によっては、「公債」という言い方も併用している。ブラーボが指摘しているように、当時のペルー政府が、この証券を公債と呼ばずに「証書 *certificado*」などという言葉を使ったのは、対外借款が成功して初めてこの証券が本当の「公債」になるという、その暫定的な性格を、ペルー政府が強調したかったためであるという。Bravo [1990] p.159.
- (55) 硝石証券に関する以下の叙述は、主として、Bravo [1990] pp.158-160, 165, 206-207, 219-220, 233, Blakemore [1974] p.18 を参照。
- (56) これらの収用細則は、要するに、政府への工場売却に同意し生産割当を守って減産に協力する生産者にのみ利子収入を与えるという原理で作られたものであり、売却に応じる約束をしただけのものにはこの恩典を与えなかったのである。Bravo [1990] p.159. したがって、ギルデマイスター社の場合、約束証書の形で売却契約を締結し利子収入を得ることができなかったが、その分、硝石の買い上げ価格の面で優遇が図られ、約束証書による売却契約の不利を一定程度相殺する措置が取られていた。Bravo [1990] p.165.
- (57) 売却契約の期日と、実際の硝石証券の引き渡しは時間的にずれることが多く、例えば、ソルフェリーノ社のケースに見られたように、硝石証券の発行が何度かに分けて行われるケースもあった。Bravo [1990] 巻末付録の表2。また、売却契約の締結にもかかわらず、結局、硝石証券の引き渡しが生じないままに終わったようなケースもあった。この典型例は、サクラメント工場であり、78年3月に売却契約が締結されて

いたにもかかわらず、結局、硝石証券は発行されずじまいとなった。O'Brien [1982] p.74.

(58) 本稿で硝石証券という場合には、特に断りがない限り、この1番目の硝石証券を指すものとする。

(59) 硝石証券の相場に関しては、Bravo [1990] 巻末付録の表5を見よ。

(60) Bravo [1990] p.154, O'Brien [1982] p.31.

(61) Bravo [1990] p.293.

(62) Bravo [1990] p.225 及び巻末付録表3。

(63) ペルー系企業の政治力に関連して、もう少し補足しておく、取用政策の一連の流れの中に、不明朗かつ不公正な点が目立ったことも、この政策の大きな問題点の一つであった。例えば、1875年に設置された工場査定委員会の委員F・パス・ソルダン (F. Paz Soldán) は、後に、「サンタ・エミリア」「サン・ベニグノ」という2つのパラダス式工場の硝石証券3万7千ソル分を受け取っており、自分が関係している硝石工場の査定をいわば自分自身で行うという不公正な要素が取用査定にはあったのである。また、1876～77年期にはペルー系大手株式企業2社（バレネーチェア社とエスペランサ社）に対して、前者の工場は欠陥工場であり、後者の工場はまだ完成していなかったにもかかわらず、それぞれ80万ソルと99万ソルというかなり破格の売却契約が認められた点も、オブライエンのいう、ペルーの「政治化された経済システム Peru's politicized economic system」の一例であろう。特に、バレネーチェア社に対しては、1876年1月、取用法の規定によらない特殊な公債（「修理公債」）が工場建設の補助金名目で貸し付けられただけでなく、同年5月には、まだ建設されてすらいない同社工場に対し、ギブス商会に与えたものと同じ買い上げ価格、同じ為替レートで、最大50万キントルもの生産割り当てが認可される手厚い保護策がとられたのである。以上はプラド期の措置であるが、プラド期になると、いったんは、バレネーチェア社への優遇措置が問題化し、1877年1月、この問題を調査する特別委員会が設けられ、その調査結果に基づき、政府は、工場が中途半端にしか建設されておらず1876年に政府と交わした協定（＝1877年から生産を行う等々）が履行されていないとして、1877年3月、同社の資産を競売にかけ命令を発した。しかし、1877年9月になると、プラド政権は、突然この命令を取り消し、再度新たな生産請負契約の締結を承認、同時に、5万5千ソルの「修理公債」を追加的に発行して貸し与える不可解な措置がとられたのであった。同社は、1877年11月には実質的に破綻をきたしていたものの、同年12月、同社の株主はこれをペーパーカンパニーとして存続させることに成功するが、その目的は生産的なものではなく、修理公債という補助金を受け取るための受け皿作りというレント・シーキングなものであったという。Bravo [1990] pp.153, 166, 220-221, 233, O'Brien [1982] p.37, 41.

(64) 他の生産請負契約を購入する大手生産者の意図は、利潤を増したいという動機のみ

- に基づいていたのではなく、巨大な生産能力を持つ精製装置をフル稼働させることで、その故障を避けるという目的もあった。Bravo [1990] p.337.
- (65) 先回りにして述べると、実は、ペルーが1876年に債務デフォルトに陥り、硝石証券の償還をも放置していたという事情こそ、チリが太平洋戦争の勝利後に、硝石の「自由企業制度」の復活という戦後処理を構想せねばならなくなった大きな背景となっていくのである。ペルーのデフォルトは、イギリスとフランスのペルー公債所有者の強い反発を引き起こし、彼らは債権を保全するための「債権者委員会」を結成、さまざまな手段を用いて、ペルー政府からの債権回収を試みるようになるが、1877年には、その手始めとして、ドレヒュス商会らのグアノ請負業者に対し、グアノ収入の一部を彼らへの支払いに当てるようヨーロッパで提訴に踏み切った。この裁判自体は敗訴してしまうものの、続いて債権者が目を付けたものこそ、国有化された硝石オフィシーナだったのである。すなわち、彼らは、国有化された硝石オフィシーナの資産は、デフォルトされた公債の担保となりうるという主張を取り始め、この問題が後に、第5期におけるチリの硝石政策の方向性を大きく方向付ける一要因となっていたのである。O'Brien [1982] p.50, Bravo [1990] pp.209, 245.
- (66) 注51でも触れたことであるが、1875年9月、ペルー政府は、国内の銀行シンジケート（＝銀行団）に一連の収用事業を請け負わせる契約を交わしている。すなわち、銀行団は、政府に1800万ソルを年利6%で貸し付けるが、そのかわりに、①工場の買収、②経営、③国有硝石企業の輸出業務の一切を仕切るという取り決めであった。しかし、ペルーではすでに1873年に国内銀行券に強制通用力を与える措置をとっていたので、この貸付にはほとんど意味がなかった。しかも、ペルーの銀行団には、硝石を海外で売りさばくだけのノウハウがなかったので、③の業務は外商の手を借りる以外になく、銀行団の役割は、①と②のみに限定されていたのである。Bravo[1990]pp.68, 155, 178-179.
- (67) Bravo [1990] p.177.
- (68) 1877年末までに、交付済みの硝石証券は、1190万ソル(240万ポンド)に上り、四半期ごとの利払い額も前年末に比べて2倍以上に跳ね上がっていたことを想起せよ。Bravo [1990] p.226.
- (69) Bravo [1990] p.335, Pinto [1991] p.183.
- (70) Bravo [1990] 巻末付録表1より筆者が独自にカウントしたもの。
- (71) もっとも、工場閉鎖は、すべてが収用政策の結果というわけではなく、それに先立つ、硝石不況の過程で生産停止に追い込まれたケースなども当然含んでいる。
- (72) Bravo [1990] pp.226-228. 1877年11月の月間数字で見ると、タラパカの全輸出に占める自由生産者の比率は75%程度もの比重を占めていた。
- (73) Bravo [1990] p.288, 341.
- (74) O'Brien[1982]p.21-22. この時期の銀行の貸付利子の動向は、Subercaseaux[1922]

pp.190-191 が詳しい。

(75) O'Brien [1982] p.23.

(76) オブライエンによると、ヨーロッパ系企業が近代的な経営・財務管理を行っていたのに対し、経験ある人材確保が難しかったチリ系企業は明らかにこの点で見劣りがしており、硝石の単位当たり生産コストすら満足に知りえない企業が多かったという。O'Brien [1982] p.17.

(77) シャンクス法の精製技術に関しては、Semper y Michels [1908] pp.62-68, Crozier [1997] pp.89-95, 102-108, Bermúdez [1963] pp.274-276, Pinto y Ortega [1990] pp.39-40, Bravo [1990] pp.222-223 が詳しい。以下の叙述は主にこれらの叙述に依拠している。

(78) もっとも、シャンクス法に類似した精製方法がこれ以前に全くなかったというわけではない。Crozier [1997] pp.82, 90-94 によれば、例えば、蛇管は1872～73年間にタラパカ硝石会社（＝ギブス商会）のラ・ノリア工場（＝リメーニャ工場）に設置されたのが最初であったし、カチューチョを連結して段階的な精製を繰り返すアイデアは、同時期のリメーニャ工場（＝ギブス商会）やサン・フアン工場（＝ギルドマイスター社）、また後述するアントファガスタ社のオフィシーナでも採用されていた。しかし、表面的な類似点はあったものの、細部の設計においてハンバーストンの考案したシャンクス法は他工場の設備よりも格段に優れており、すこぶる効率の良い精製実績を示すことができた。それゆえ、ハンバーストンの考案したシャンクス法が、第5期以後、硝石精製のデファクトスタンダードとして普及していくことになるのである。

(79) O'Brien [1982] p.33, Bravo [1990] p.74. 例えば、パルド大統領は、「チリ系企業は硝石経営から高すぎる利潤率を得ていた」といった趣旨の発言をしている。O'Brien [1982] p.33. ピントがいうように、ペルーの収用政策は、階級的な視点で行われたのではなく、民族主義の視点で実施されたのである。Pinto [1991] p.184.

(80) O'Brien [1982] p.36, Bravo [1990] p.292.

(81) Pinto [1991] p.184, O'Brien [1982] pp.36, 38, 40.

(82) Bravo [1990] pp.83, 292, O'Brien [1982] p.36.

(83) この数字は、硝石証券が実際に引き渡された際、誰の手に渡ったかを整理している Bravo [1990] 巻末付録表 2 から、ロンドン・メキシコ・南米銀行が受け取った、ソルフェリーノ工場の分を抜き出して計算したもの。ただし、O'Brien [1982] p.39 の叙述では、同行は60万ソル分の硝石証券を受け取ったという叙述があり、若干の食い違いを見せている。

(84) Bravo [1990] pp.83, 233, O'Brien [1982] pp.22, 34

(85) O'Brien [1982] pp.22, 34, Bravo [1990] pp.83-84.

(86) O'Brien [1982] p.36. しかし、この叙述は、Bravo [1990] p.84 の叙述と若干食い違っている。ブラーボによれば、同社は、ロンドン・メキシコ・南米銀行に対する多額

の負債を抱え、1878年に、ドイツ系フォルシュ＝マルティン社に身売りしたという。

- (87) Bravo [1990] p.84, O'Brien [1982] p.22.
- (88) Bravo [1990] p.84.
- (89) Bravo [1990] pp.84-85.
- (90) Bravo [1990] p.85, O'Brien [1982] p.22
- (91) O'Brien [1982] p.34.
- (92) Hernández [1930] p.84, Bravo [1990] pp.86, 177, Bermúdez [1963] pp.297-298, O'Brien [1982] p.34.
- (93) Bravo [1990] p.86, O'Brien [1982] p.75, Pinto [1991] p.663.

参考文献一覧

- Bauer, Arnold J. [1975], *Chilean Rural Society: From the Spanish Conquest to 1930*, Cambridge Univ. Press.
- Bermúdez, Oscar [1963], *Historia del salitre: desde sus orígenes hasta la guerra del pacífico*, Ediciones de la Univ. de Chile.
- [1987], *Breve historia del salitre: síntesis histórica desde sus orígenes hasta mediados del siglo XX*, Ediciones Pampa Desnuda.
- Blakemore, Harold [1974], *British Nitrates and Chilean Politics, 1886-1896: Balmaceda and North*, Univ. of London.
- Bravo, Juan Alfonso [1990], *The Peruvian Expropriation of the Tarapaca Nitrate Industry, 1875-1879*, Ph.D. diss., McGill University.
- Brown, Joseph R. [1958], "The Chilean Nitrate Railways Controversy", *HAHR*, Vol.38, Nov., pp.465-481.
- Crozier, R. D. [1997], "El salitre hasta la Guerra del Pacífico: una revisión", *Historia* (Inst. de Historia, PUC), Vol.30, pp.53-126.
- Encina, Francisco A. [1970], *Historia de Chile: desde la prehistoria hasta 1891*, segunda edición, Tomo 17, Editorial Nascimento.
- Escobar Cerda, Luis [1959], *El mercado de valores*, Editorial del Pacífico.
- Hernández Cornejo, Roberto [1930], *El salitre: resumen histórico desde su descubrimiento y explotación*, Fisher Hnos.
- Mayo, John [1987], *British Merchants and Chilean Development 1851-1886*, Westview Press.
- Meeropol, Michael Allen [1974], *On the Origins of the Chilean Nitrate Enclave*, Ph. D. diss., Univ. of Wisconsin.
- O'Brien, Thomas [1982], *The Nitrate Industry and Chile's Crucial Transition: 1870-1891*, New York Univ. Press.

- Pinto Vallejos, J. [1991], *A Desert Cradle: State, Foreign Entrepreneurs, and Workers in Chile's Early Nitrate Age Tarapaca, 1870-1890*, Ph.D. diss., Yale Univ.
- Pinto, J. y Ortega, L. [1990], *Expansión minera y desarrollo industrial: un caso de crecimiento asociado (Chile 1850-1914)*, Univ. de Santiago de Chile.
- Ramírez Necochea, H. [1969], *Balmaceda y la cotrarrevolución de 1891*, Editorial Universitaria.
- Semper, E. y Michels, E. [1908], *La industria del salitre en Chile*, Imprenta, Litografía i Encuadernación Barcelona.
- Soto Cárdenas, A. [1998], *Influencia británica en el salitre: origen, naturaleza y decadencia*, Editorial de la Univ. de Santiago de Chile.
- Subercaseaux [1922], *Monetary and Banking Policy of Chile*, The Clarendon Press.
- Vitale, Luis [1993], *Interpretación marxista de la historia de Chile (tomo IV) : ascenso y declinación de la burguesía minera (1861-1891)*, LOM Ediciones.
- 岡本 哲史 [1996] 「チリにおける産業化の担い手—19世紀チリの民族系鉱山企業家—」, 星野妙子編『ラテンアメリカの企業と産業発展』, アジア経済研究所, 所収。
- [1998] 「19世紀ラテンアメリカにおける硝石産業の担い手—第1期と第2期—」 『エコノミクス』 (九州産業大学経済学会) 第3巻第1号, 125-162ページ。
- ダーウィン, C. [1960] 『ビーグル号航海記 (中)』 (島地威雄 訳) 岩波文庫。